

第2次

岡崎市 文化振興 推進計画

2017(平成29)年度



2026(令和8)年度

改定版

伝統と市民文化が
息づく
家康公のふるさと
岡崎

岡崎市

目次

第1章	計画の中間見直しにあたって	1
1	趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	SDGsとの関係	4
4	計画期間	5
5	計画の対象とする文化芸術の範囲	5
第2章	岡崎市の文化の現状と課題	7
1	岡崎市の文化の特徴	8
2	岡崎市における文化施策の概要	10
3	これまでの計画の進捗状況の検証	14
4	文化に対する市民意識	18
5	取り組むべき主要課題	22
第3章	文化振興の理念と目標	25
1	基本理念・基本目標	26
2	目指す将来の姿	27
3	基本方針	28
4	施策体系	29
第4章	施策の方向と主要施策	31
基本方針1	文化芸術の振興	32
基本方針2	歴史文化の継承と活用	38
基本方針3	文化を支える基盤づくり	40

第5章 重点プランの推進……………47

- 1 重点プランとは…………… 48
- 2 重点プラン…………… 49

第6章 文化施設の役割……………59

- 1 文化施設に求められる役割…………… 60
- 2 施設別…………… 61

第7章 計画の推進にむけて……………63

- 1 推進体制と進行管理の仕組み…………… 64
- 2 数値目標…………… 65

参考資料……………67

- 1 第2次岡崎市文化振興推進計画策定委員会設置要綱…………… 68
- 2 第2次岡崎市文化振興推進計画策定委員会委員名簿…………… 69
- 3 第2次岡崎市文化振興推進計画庁内検討会議設置要綱…………… 70
- 4 文化芸術基本法…………… 71
- 5 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律…………… 76
- 6 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律…………… 79

第1章

計画の中間見直しに あたって

1 趣旨

【5年間の経緯】

岡崎市では 2017(平成29)年に「第2次岡崎市文化振興推進計画(以下、本計画)」を策定し、文化芸術の振興を進めるとともに、市民・芸術家・行政等が連携し、心豊かで質の高い生活を送ることができるまちづくりの実現を目指して、様々な文化芸術施策を展開してきました。

しかし、2020(令和2)年1月に始まる新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延は、文化芸術分野にも大きな影響を及ぼし、多くの文化芸術活動が中止・延期となりましたが、コロナ禍での新しい生活様式の中で新たな文化芸術の表現や発信方法等が求められ取り入れられています。

また、新型コロナウイルス感染症を受けて、社会においては分断や社会的孤立が顕在化していますが、そういった社会情勢の中で、文化芸術は人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化する上で大きな力となるものであり、その果たす役割は極めて重要です。

【法改正・制定】

国においては、2017(平成29)年に「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」へ改正され、文化芸術の振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する幅広い分野も含めた施策を推進するとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承・発展及び創造に活用していくことの重要性を明らかにしました。

また、2018(平成30)年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としていくことが明文化されました。

そして本市では昨年度、社会的背景の変化などを踏まえ、「第7次岡崎市総合計画」(計画期間:2021(令和3)年度~2030(令和12)年度)が策定されました。そこで、分野別計画である「第2次岡崎市文化振興推進計画」においても整合性を図るため、文化芸術を取り巻く環境の変化や、社会情勢の変化等を鑑み、現行計画である「第2次岡崎市文化振興推進計画」の基本的な部分は踏襲しながら、計画期間の10年間(平成29年度~令和8年度)の中間年度である2021(令和3)年度に、本計画を見直し、必要な改定を行いました。

2 計画の位置づけ

本計画の上位計画である総合計画の基本的な方向性を示す総合政策指針では、2050(令和32)年度を目標年度として目指す将来都市像を「一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」と定め、その実現に向けて、今後10年間の分野別指針を10項目定めています。

「第2次岡崎市文化振興推進計画」は、10の分野別指針のうち、「(7)誰もが学び活躍できる社会づくり」の推進に資するものです。

【参考】(7)誰もが学び活躍できる社会づくり

今後、大きな社会変化が起こった場合も、新たな価値や将来を創り出すために、市民が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せや活躍できるまちを目指すとともに、学校教育・社会生活の中でおかざき愛が育まれていくまちを目指します。

★第7次岡崎市総合計画

第2次岡崎市 文化振興推進計画

【関連計画】

- 岡崎市歴史的風致維持向上計画／●岡崎城跡整備基本計画
- 岡崎市公共施設等総合管理計画／●岡崎市生涯学習推進計画
- 岡崎市観光基本計画アクションプラン／●岡崎市産業労働計画
- 岡崎市文化財保存活用地域計画
- 旧額田郡公会堂及物産陳列所保存活用計画
- 乙川リバーフロント地区整備計画／●岡崎市障がい者基本計画
- 岡崎市多文化共生推進基本計画／●岡崎市市民協働推進計画

【国・県】

- 文化芸術基本法／●劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)／●文化芸術創造あいづくり推進方針

また、上記で述べた「総合計画」の他に、「文化芸術基本法」、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の理念を踏まえるとともに、本市のまちづくりの流れや関連する計画等の施策と連携しながら、文化振興を進めるための指針を示したものです。

3 SDGsとの関係

本市は 2020(令和2)年に「SDGs 未来都市」に選定され、SDGs の考え方を活用した誰一人取り残さないまちづくりを進めていきます。

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2001(平成13)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて記載された 2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す開発目標です。17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

本計画は、17のゴールの内、「4 質の高い教育をみんなに」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の達成にむけた取組であるとともに、他のゴール・側面と合わせて統合的な課題解決の一環となるものです。

■SDGs(持続可能な開発目標)の17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画期間

年度（上段：西暦／下段：令和）											
2019 R 1	2020 R 2	2021 R 3	2022 R 4	2023 R 5	2024 R 6	2025 R 7	2026 R 8	2027 R 9	2028 R 10	2029 R 11	2030 R 12
第6次岡崎市 総合計画 【2009（平成21）年度～ 2020（令和2）年度】		第7次岡崎市総合計画 【2021（令和3）年度～2030（令和12）年度】									
第2次岡崎市 文化振興推進計画 【2017（平成29）年度～ 2021（令和3）年度】			（改定） 第2次岡崎市文化振興推進計画 【2022（令和4）年度～2026（令和8）年度】								

5 計画の対象とする文化芸術の範囲

本計画では、文化芸術基本法に規定された次の文化芸術を対象とします。

芸術	文学・音楽・美術・写真・演劇・舞踊等
メディア芸術	映画・漫画・アニメーション・電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽・能楽・文楽・歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談・落語・浪曲・漫談・漫才・歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
生活文化	茶道・華道・書道その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁・将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域固有の伝統芸能及び民俗芸能	

第2章

岡崎市の文化の 現状と課題

1 岡崎市の文化の特徴

(1) 歴史

【旧石器時代～市制施行前】

岡崎には旧石器時代(約15,000年前)から人が住んでいると言われており、縄文期の遺跡をはじめ、弥生時代、古墳時代の遺跡、白鳳時代(7世紀中頃)に建立された寺院の痕跡(北野廃寺跡)も残されています。

また、鎌倉時代には東西交通の要衝、政治の中心地となり、室町時代には一部が幕府の直轄地となり栄えました。そして、歴史あるこの地方で、応仁の乱後、頭角を現したのが家康公の先祖松平氏です。七代松平清康の孫に当たる松平元康は三河を統一し、名を徳川家康と改め、1603(慶長8)年、江戸に幕府を開き、徳川270年の礎を築きました。三河出身の家臣団は日本全国で大名となり、国づくりの基礎を担いました。また、岡崎城下町は、東海道五十三次の宿場町、矢作川の船運や三州中馬の中継地、寺社の門前町として栄えました。

岡崎城築城の際に地元のみかげ石を使用したことに始まる石工、火薬の産地として限定されたことにより盛んになった三河花火、三河国八丁村の名がついた八丁味噌など、全国的に有名な産業文化の多くも、この頃に花開くとともに、明治以降は、文明開化・殖産興業・富国強兵政策の流れの中で水車動力のガラ紡、日本初の官営愛知紡績所の操業などにより、地場産業も発達しました。

【市制施行～現代】

1916(大正5)年7月、全国で67番目に市制を施行して以後、西三河の中心都市として成長を続け、2003(平成15)年4月に中核市に移行しました。

さらに、2006(平成18)年1月には豊かな自然と歴史資源を有する額田町と合併し、新たなまちづくりへの取組を進め、2016(平成28)年7月、市制施行100周年を迎え、改めて、固有の歴史や伝統などを市の「たから」として受け継ぎ、未来につないでいくことを宣言しました。

(2) 文化芸術

【岡崎美術展の開催・協会の発足】

岡崎の先達は、市民自ら文化芸術を享受し、創造発展させながら、諸都市に先駆けて文化芸術活動を展開してきました。

1922(大正11)年、まだ地方都市が美術展を主催することが珍しかった時期に「第1回岡崎美術展」を開催するとともに、1965(昭和40)年には、日本画・洋画・彫塑・書道・写真・工芸・デザインの7部門からなる岡崎美術協会が発足しました。また、1949(昭和24)年より活動してきた岡崎文化協会は、1975(昭和50)年に正式に発足され、会員団体の交流や事業の進展だけにとどまらず、機関誌「岡崎文化」を発行し、市民に岡崎の文化に関する歴史や実情を紹介してきました。現在もお、市民主体の幅広い文化活動を行っています。

【文化施設の開館】

1960～1970(昭和40)年代にかけては、「市民会館」「図書館」「美術館」1980(昭和55～)年代には、「竜美丘会館」「三河武士のやかた家康館」「せきれいホール」などの文化施設等が開館するとともに、1985(昭和60)年には、次代を担う子どもたちに豊かな創造力を身に付けることを目的とした「おかざき世界子ども美術博物館」が開館し、多くの文化芸術活動が展開されました。

1996(平成8)年には、歴史や美術の資料を収集・調査研究、展示する本格的な博物館施設である「美術博物館」が開館、また2002(平成14)年には、音楽専用ホールを有する「シビックセンター」が幕をあげ、2008(平成20)年には、図書館を有する生涯学習の中核施設である「図書館交流プラザ」が開館するなど、施設整備が進められた結果、多くの文化施設を有する都市となりました。

【額田町文化協会の統合】

額田町においては、1978(昭和53)年に技芸、美術、文芸、趣味、芸能の5部門からなる額田町文化協会を設立し、総合発表の場である「文化祭」の開催や機関誌「ぬかた文化」の刊行を行っていましたが、合併後3年を経て、2009(平成21)年岡崎市の組織に統合しました。

【ジャズ・トリエンナーレ】

また、1993(平成5)年、本市に在住していた医師の内田^{うちだおさむ}修氏(平成28年没)から寄贈されたコレクションをもとに「ジャズの街岡崎」の普及に取り組むとともに、2013(平成25)年・2016(平成28)年には、「あいちトリエンナーレ」の地域会場として、まちなかでの芸術の振興に取り組みました。

2 岡崎市における文化施策の概要

(1) 文化施策に関する年表

本市のこれまでの文化行政の流れや、国や県の動きは、主に以下のとおりです。

	本市の文化振興の動き	国や県の動き
1923 (大正 12) 年	・ 市立図書館の開館 (岡崎公園内)	
1959 (昭和 34) 年	・ 岡崎城天守閣の再建	
1963 (昭和 38) 年	・ 岡崎公園などで「花と産業科学大博覧会 (岡崎博)」開催	
1964 (昭和 39) 年	・ 第 1 回「おかざきっ子展」開催	
1965 (昭和 40) 年	・ 家康公 350 年祭の開催 ※没後 350 年	
1967 (昭和 42) 年	・ 市民会館の開館	
1971 (昭和 46) 年	・ 市立図書館の移転 (明大寺町)	
1972 (昭和 47) 年	・ 市美術館の開館	
1975 (昭和 50) 年	・ 移動図書館みどり号スタート [2013 (平成 25) 年終了]	
1979 (昭和 54) 年	・ 青少年・児童センター太陽の城の完成 [2012 (平成 24) 年閉館]	
1980 (昭和 55) 年	・ 竜美丘会館の開館	
1982 (昭和 57) 年	・ 三河武士のやかた家康館の開館	
1984 (昭和 59) 年	・ せきれいホールの開館	
1985 (昭和 60) 年	・ 奥殿陣屋の復元 ・ おかざき世界子ども美術博物館の開館	
1987 (昭和 62) 年	・ 六ツ美民俗資料館の開館 ・ 葵博—岡崎 '87 の開幕	
1989 (平成 元) 年	・ 岡崎公園「日本の都市公園百選」選定 ・ 岡崎城二の丸能楽堂の落成	
1990 (平成 2) 年	・ 岡崎公園「さくらの名所 100 選」選定 ・ 藤川宿資料館の開館	
1992 (平成 4) 年	・ 家康公生誕 450 年祭の開催	
1993 (平成 5) 年	・ 内田修ジャズコレクションの寄贈	
1995 (平成 7) 年	・ おかざき世界子ども美術博物館の入場者 150 万人達成	
1996 (平成 8) 年	・ 市美術博物館 (マインドスケープ・ミュージアム) の開館	
1999 (平成 11) 年	・ 旧額田郡公会堂及物産陳列所 (旧郷土館) が国の重要文化財に指定	

	本市の文化振興の動き	国や県の動き
2001（平成13）年		[国] ・文化芸術振興基本法施行
2002（平成14）年	・シビックセンターの開館 ・岡崎公園 巽閣リニューアル	
2003（平成15）年	・市民音楽劇「浄瑠璃姫の物語」上演	
2004（平成16）年	・三河武士のやかた家康館の入場者 500 万人達成	
2005（平成17）年	・おかざき世界子ども美術博物館の入場者 300 万人達成	
2006（平成18）年	・岡崎市文化振興推進計画の策定 ・三河武士のやかた家康館リニューアル ・岡崎城「日本 100 名城」選定 ・岡崎公園「日本の歴史公園 100」選定	
2007（平成19）年		[県] ・文化芸術創造あいちづくり推進方針策定
2008（平成20）年	・図書館交流プラザの開館 ・岡崎城リニューアル	
2009（平成21）年	・旧図書館を美術館施設としてリニューアル ・図書館交流プラザの入館者 100 万人達成 ・額田町文化協会が岡崎市文化協会と統合	
2012（平成24）年	・美術館3館共通年間パスポート発売 ・旧本多忠次邸開館 ・あいちトリエンナーレ地域展開事業「岡崎アート&ジャズ 2012」の開催	[国] ・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律施行
2013（平成25）年	・「六ツ美歴史民俗資料室」有する地域交流センター六ツ美分館「悠紀の里」開館 ・あいちトリエンナーレ 2013 地域会場の開催	[県] ・文化芸術創造あいちづくり推進方針（改訂版）
2015（平成27）年	・家康公四百年祭の開催 ※没後 400 年	[国] ・文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）

	本市の文化振興の動き	国や県の動き
2016（平成28）年	<ul style="list-style-type: none"> ・岡崎市歴史的風致維持向上計画を国が認定 ・市制100周年記念事業「新世紀岡崎飛躍祭」開催 ・あいちトリエンナーレ2016 地域会場の開催 ・市美術博物館入館者数100万人達成 ・市民会館のリニューアル 	
2017（平成29）年	<ul style="list-style-type: none"> ・岡崎市公式観光サイト「岡崎おでかけナビ」開設 ・日本多忠次邸来館者10万人達成 ・岡崎市・呼和浩特市使節団相互訪問（友好都市提携30周年） 	[国] <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術基本法施行
2018（平成30）年	<ul style="list-style-type: none"> ・岡崎市・ウッデバラ市使節団相互訪問 ウッデバラ室内合唱団やウッデバラ市ゆかりのジャズバンドによる交流事業開催（姉妹都市提携50周年） 	[国] <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行
2019（平成31・令和元）年	<ul style="list-style-type: none"> ・名鉄東岡崎駅ペDESTリアンデッキ・徳川家康公像完成 	
2020（令和2）年	<ul style="list-style-type: none"> ・おかざき世界子ども美術博物館入館者500万人達成 	[国] <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症が流行、政府が緊急事態宣言を発令 ・東京2020オリンピック、パラリンピック開催延期
2021（令和3）年	<ul style="list-style-type: none"> ・「第7次岡崎市総合計画」策定 ・「岡崎市文化財保存活用地域計画」を文化庁長官が認定 	

(2) 文化施策の現状と課題

【文化施設等】

本市の文化施策を担う施設としては、ホール・会館系施設として「市民会館（甲山会館）」「甲山閣」「竜美丘会館」「せきれいホール」「シビックセンター」の5施設、歴史・博物・美術館系施設として「美術博物館」「おかざき世界子ども美術博物館」「美術館」「岡崎城」「三河武士のやかた家康館」の5施設、文化創造機能を有する複合施設として「図書館交流プラザ」と、11施設にのぼり、さらに、国の重要文化財である「旧額田郡公会堂及物産陳列所（旧郷土館）」や「日本多忠次邸」など、歴史文化に触れることができる施設などを含めると非常に充実しています。

1960～1970（昭和40）年代に整備された施設の老朽化が大きな課題となっており、特に1967（昭和42）年に開館した「市民会館」については、施設の老朽化、陳腐化への対応、バリアフリー、省エネなどの対策が求められていました。平成28年の岡崎市制100周年を記念とする節目となる年に大規模な改修工事を行い、より現在のニーズに応えるような形でリニューアルオープンを迎えました。

引き続き、関連する行政計画と調整を図りながら、建物設備の老朽化への対応、施設へのアクセスの充実を行うとともに、各施設のビジョンを定め、企画の更なる充実と市民参加、学校や地域に出向いての普及啓発活動の強化、広報力の強化、グローバルな視点への展開などを進めることが求められます。

【文化施策等】

2021（令和3）年に策定された「第7次岡崎市総合計画」においては、「誰もが学び活躍できる社会づくり」（教育・文化）の中での目指す姿は、「それぞれに思い描く幸せや活躍を実現できるまち」「学校教育・社会生活の中でおかざき愛が育まれていくまち」と示されており、教育や文化芸術での生涯学習の推進や、他分野と連携しつつ、活用を見据えた文化財の保護の推進等を積極的に進める期間として位置づけられています。

「価値観の多様化」や「その多様性を受容する社会構造」がこれまで以上に浸透することで、学びの体系の細分化、新技術の発展・普及により学びの機会も多様化していきます。今後、大きな社会変化が起こった場合でも、新たな価値や将来を作り出すために、市民が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動できるような誰もが活躍できる教育・文化のまちづくりに取り組むとともに、身近な場で文化芸術に触れられる地域づくり、伝統文化の継承、持続可能な運営への転換などが求められます。

3 これまでの計画の進捗状況の検証

本計画を改定するにあたり、計画期間、2017(平成29)年度から2021(令和3)年度までの5年間における施策・事業の実施状況と課題について、毎年度の進捗状況調査をもとに総括・検証を行いました。

基本方針1 文化芸術の振興		
1-1	文化芸術活動の活性化	
	(1)文化に親しむ機 会の拡充	<p>文化芸術に関する意識や関心を高めるため、また、文化芸術に親しんでもらうために、幅広いジャンルの多様な鑑賞機会を提供することができた。新型コロナウイルス感染症の影響から即時対応が難しく、中止せざるを得なかった事業もあったが、上半期でみると文化芸術に親しむ機会の拡充に努めることができた。</p> <p>今後については、鑑賞機会の提供において状況に対応しながら進めていく必要がある。また、幅広い年齢層に向けた教室や講座の企画や提供、周知について検討していくことが課題となる。</p>
	(2)市民が文化活動 を行う場と機会の 充実	<p>市民や団体の活動の成果を発表する機会の提供、公募展を開催することで、文化活動や発表機会の場の充実を図ることができた。新型コロナウイルス感染症の影響から事業の実施を見送ったものはあるものの、上半期の評価としては、一定の成果が得られるものであった。</p> <p>市民美術展の事業に関しては、他で展示公開活動が行われている中で、果たす役割が縮小してきていることから、今後の開催方法等の検討が必要となる。また、新型コロナウイルス感染症を受け、場や機会の提供に関してオンラインの開催も視野に入れ検討していくことなどが求められる。</p>
(3)市民が主体的に すすめる文化事業 への支援	<p>市民が主体的に活動、運営を行えるよう支援を行うことができた。今後も支援を継続しながら、必要に応じて助成内容や方法等を検討する。</p> <p>活動団体においては、高齢化が進み、若手会員の確保などが課題となっていることから、人材の育成・支援という視点からも施策を進めていくことが重要となる。</p>	
1-2	文化を創造する人づくり	
	(1)文化創造の担い 手となる人材の育 成・支援	<p>新進の芸術家の発掘・育成や芸術家の滞在型制作の場の創設については、事業が未実施となっている。今後の方針としては、若い世代が応募しやすい公募展の実施方法の検討、滞在型ではなく通所型等の制作場所の提供を図る。その他の施策・事業に関しては、一定の成果は得られているものの、登録団体数の伸び悩みや参加者の高齢化などが課題となっているため、改善していくことが必要となる。</p>
	(2)文化を享受・創 造する次世代の人 材の育成	<p>子どもたちが音楽や芸術鑑賞などの文化芸術に触れる機会の提供や文化教育の充実を図ることができた。新型コロナウイルス感染症の影響から中止となった企画等が多くある</p>

		<p>が、上半期全体で見ると一定の成果は得られた。</p> <p>施策・事業を進めていくにあたり、学校側からの理解を得ることや学校とのスケジュール調整が重要であるため、今後の連携をより一層強化していくことが必要となる。</p>
	(3)文化とまちをつなぐ人材の育成	<p>文化芸術の視点からまちの活力を高めるため、まちと文化芸術をつなぐ人材の育成、まちで文化芸術が展開できる推進体制の整備を行った。文化とまちをつなぐ仕組みづくりにおける公募型市民文化事業では、100周年記念事業のような広範囲な事業ではなく、対象を絞って実施しており、今後もこの形を継続していく。</p> <p>その他の施策・事業に関しては、一定の成果は得られており、今後も継続して実施していく。</p>

基本方針2 歴史文化の継承と活用		
2-1	歴史文化の保存と継承	
	(1)文化財などの保存と活用	<p>文化財などに関する調査の実施、保存と活用、展示を行い、岡崎の豊かな歴史文化を次世代への継承・発展を図るよう努めた。文化財の保存と活用における文化財移動教室の開催について、平成29年度から令和元年度までは多くの方の参加があり、反響が大きかったため、事業を継続していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催ができておらず、収束まで再開が見込めない状況となっている。今後の実施方法の見直しや代替事業の検討などを視野に考えていく必要がある。</p> <p>その他の施策・事業については、一定の成果を得られているため、今後の事業の継続・拡充等によってさらに取組を進めていくことが重要となる。</p>
	(2)伝統文化の継承	<p>地域固有の伝統文化を受け継ぎ、発展させていくため、市民、特に子どもたちに伝統文化を伝える取組の充実を図った。伝統芸能の資料収集と保存における伝統芸能・伝統文化の担い手育成事業、伝統芸能・伝統文化実態調査についても、一定の成果を得られたため、今後も継続して実施していく。</p>
2-2	歴史文化を活かしたまちづくり	
	(1)歴史文化の観光への活用	<p>歴史文化資産や文化芸術資産を市の魅力として発信し、観光振興の資源として活用を行った。新型コロナウイルス感染症の影響から、計画どおりの事業を実施できなかった部分もあるが、上半期の評価としては一定の成果が得られた。</p> <p>今後は、状況を踏まえながら実施方法や新たな対応を検討していく中で、事業の継続、内容の充実を図っていくことが必要となる。</p>

基本方針3 文化を支える基盤づくり		
3-1	文化関連施設の充実	
	(1)文化振興の拠点整備	<p>市民会館を核としたホール系施設や美術館系施設について、それぞれの施設の役割を再認識し、各施設の機能や特色を活かした効果的な利活用に努めた。美術館系施設の充実に関する事業では、美術館本館へのエレベーター新設など、これまで一定の成果が得られた。</p> <p>一方で、美術館系施設においては老朽化が進んでおり、設備の更新が必要となるため、大規模改修を検討していく。</p>
	(2)文化施設のネットワーク化	<p>市内の文化施設の利便性の向上や事業内容の充実を図った。また、個別施設では対応しきれない多様なニーズや地域課題に対応できるよう、他の公共施設や民間施設など文化施設のネットワーク化を推進した。いずれの施策・事業においても、上半期の評価として一定の成果を得ており、今後の方針としても継続する方向となっている。</p> <p>施設の老朽化や事業内容の拡充が課題となっていることから、時間をかけて検討していくものや早急に対応していく内容などを見極めながら、今後の取組について検討していくことが必要となる。</p>
3-2	文化情報の収集と発信	
	(1)文化活動情報の収集・発信	<p>文化芸術活動などを行う個人や団体、地域、事業者などから寄せられるイベント等の情報収集を行った。また、文化芸術活動の実績、芸術家や指導者などの情報などを含め、HPや情報誌などの多様なメディアを効果的に活用し、時代に合わせた情報発信に取り組むことができ、一定の成果が得られた。</p> <p>今後の方針として、文化芸術団体のデータベースを拡充し、文化活動情報の収集と発信を充実させていく。</p>
	(2)利便性の高い情報システム	<p>各施設において「あいち共同利用型施設予約システム」を使用した施設予約の運用を行うことで、利用しやすい情報システムの普及及び充実を図った。</p> <p>今後の方針として、「あいち共同利用型施設予約システム」に対する改善要望を行い、利用者の利便性向上を図っていく。</p>
3-3	文化交流の促進	
	(1)国内外の都市との文化交流	<p>市内の外国人市民で結成されたグループが集うイベントを令和元年度まで年1回開催し、文化を通じた相互理解と交流に努めた。外国人市民の定住化が進む一方、コロナ禍等への対策が求められている状況を踏まえ、今後は既存の団体にこだわらず、インターネット機器を活用する開かれた参加手法や、姉妹交流都市など海外も視野に入れた文化交流について、検討を進めていく。</p>

	(2)文化団体や市民間の交流の促進	<p>市内で活動する文化団体や様々な分野の市民団体、NPO、事業所、大学などが交流を深め、ネットワーク化を図れるよう、イベント開催に向けた準備や機会の提供を行うことができた。新型コロナウイルス感染症の影響から実施できなかった事業もあるが、上半期の評価としては、一定の成果が得られた。今後の方針として、高齢化による参加団体の減少（文化協会）といった課題があるものの、今後も継続して進めていく。</p>
3-4	文化振興の仕組みづくり	
	(1)推進体制の整備	<p>第三者の視点も踏まえたPDCAを進めるため、庁内検討組織及び有識者等による事業内容の調整や評価、見直しに取り組むことができた。</p> <p>文化活動の定期的な状況把握として、文化活動を阻害する要因の解決とあるが、多くの施策・事業が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、この対応のための新しい文化活動様式の検討が今後の課題となる。</p>
	(2)連携と協働の推進	<p>市の文化芸術活動を担う文化団体や芸術家、ボランティア、さらには企業や大学などとの交流・連携を強化し、文化芸術活動の活性化に努めた。</p> <p>企業・大学等との連携・交流の促進については、継続的に取組を進めていく上で、課題や問題点を明らかにし、課題解決の方法を検討しながら実施していく必要がある。</p>

4 文化に対する市民意識

計画の見直しにあたり、市民の文化芸術に関する考え方や現状、課題を把握するため、市民 3,500 名を対象にアンケート調査を実施しました。

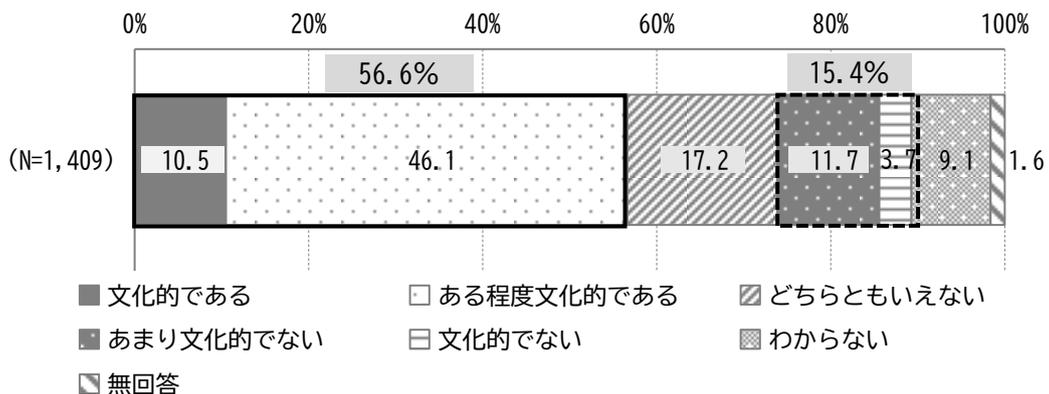
【出典】岡崎市市民文化意識調査結果報告書(令和3年3月)

【調査期間】令和2年11月12日～11月30日、回収率:40.3%

※集計は、小数点第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100%にならない場合があります。

岡崎市は文化的なまち？

岡崎市が文化的なまちであるかどうかについて、「文化的である」「ある程度文化的である」の合計は、56.6%となっています。一方で、「あまり文化的でない」「文化的でない」の合計は15.4%となっており、文化的でないと感じている市民も、一定数存在しています。

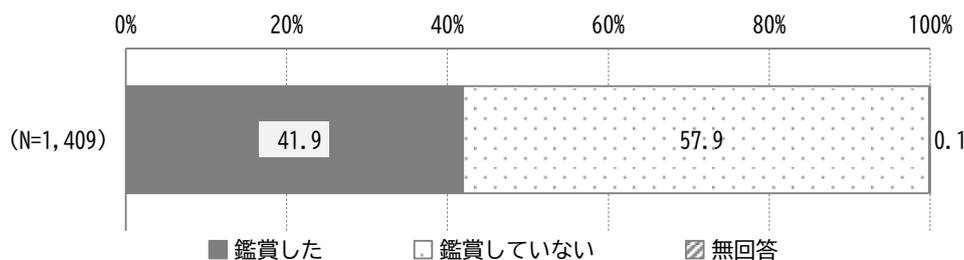


岡崎市の「文化のまち」としてのイメージ

また、「文化的」という言葉に対するイメージとしては、「古い建物や伝統工芸、歴史などの継承や保存が大切にされていること」や「芸術活動(音楽、演劇、美術、文学、映画等)が盛んなこと」と感じている人が多いことがわかりました。

ここ1年間で文化芸術を鑑賞した？

ここ1年間で、文化芸術を鑑賞したかどうかについて「鑑賞した」という市民は、41.9%となっています。年齢別にみると、「鑑賞した」の割合は、40歳代で最も多くなっており、60歳代では他の年齢層に比べて割合が低い結果となっています。また、文化芸術を鑑賞していない人のうち、4割が「時間にゆとりがない」という理由となっています。

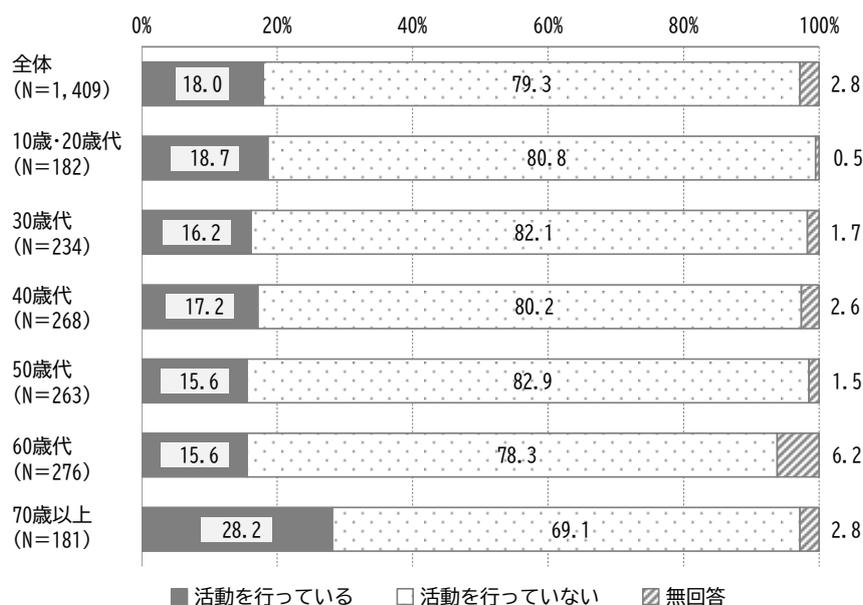


文化芸術における鑑賞の状況

文化芸術活動を行っていますか？

文化芸術活動について「活動を行っている」という市民は、18.0%となっています。文化芸術活動を行っていない人のうち、5割程度が「時間にゆとりがない」という理由となっています。

また年齢別にみると、70歳以上で28.2%と最も高くなっています。しかし、その他の年齢層では「活動を行っている」と回答した人の割合は20%以下となっています。

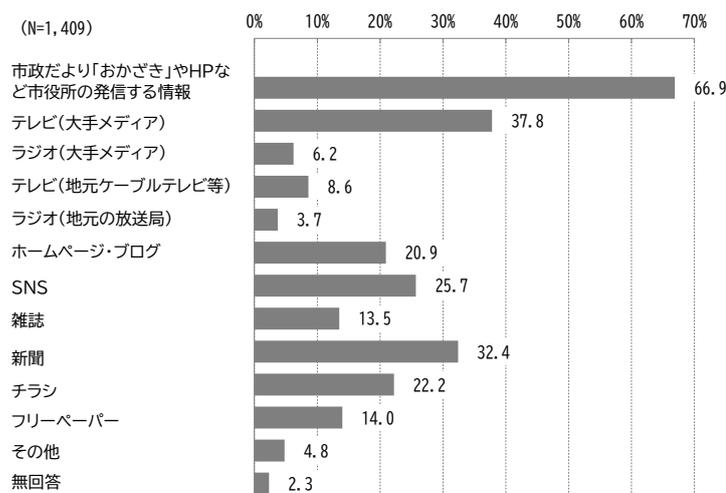


文化芸術活動の状況

文化に関する情報の入手方法は？

文化に関する情報の入手方法について、「市政だより『おかざき』やHPなど市役所の発信する情報」が66.9%となっています。次いで「テレビ(大手メディア)」が37.8%、「新聞」が32.4%となっています。

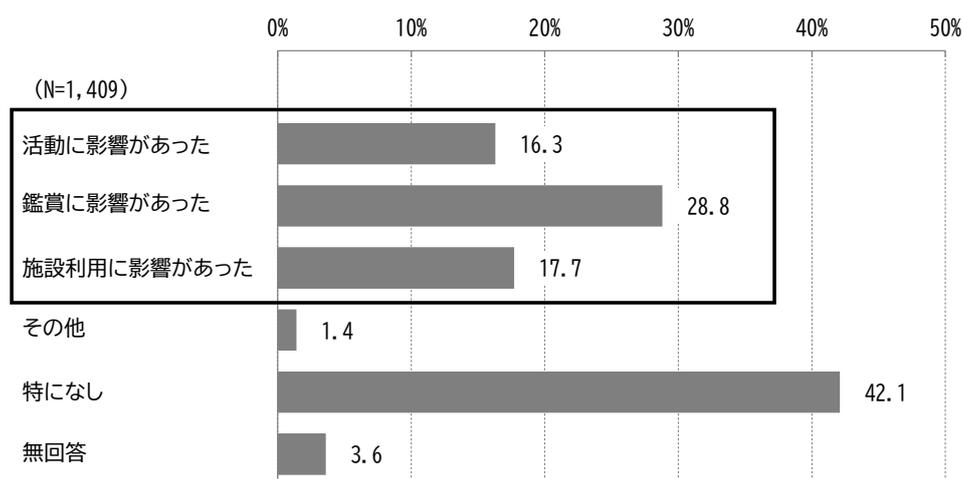
また年齢別では、10歳・20歳代のみで「SNS」が最も高い結果となっています。



文化に関する情報の入手方法

新型コロナウイルス感染症による文化芸術活動に影響は？

新型コロナウイルス感染症による文化芸術活動への影響があったかどうかについて、全体の半数以上が「影響があった」と回答しています。そのうち、「鑑賞に影響があった」と回答した割合が28.8%と最も高くなっています。



新型コロナウイルス感染症による文化芸術活動への影響

岡崎市の文化行政における今後の重要度と現在の満足度

各項目の「今後の重要度」「現在の満足度」の得点の関係について、それぞれ縦軸・横軸に取り、得点の平均値を境界として4つの領域に区分したプロット図を作成し、各項目の今後の方向性について分析しました。

■グラフの見方

【Aの領域】重要度：高い/満足度：低い

これまでの取組の方向性を改善するなど、早急な対応が求められます。

【Bの領域】重要度：高い/満足度：高い

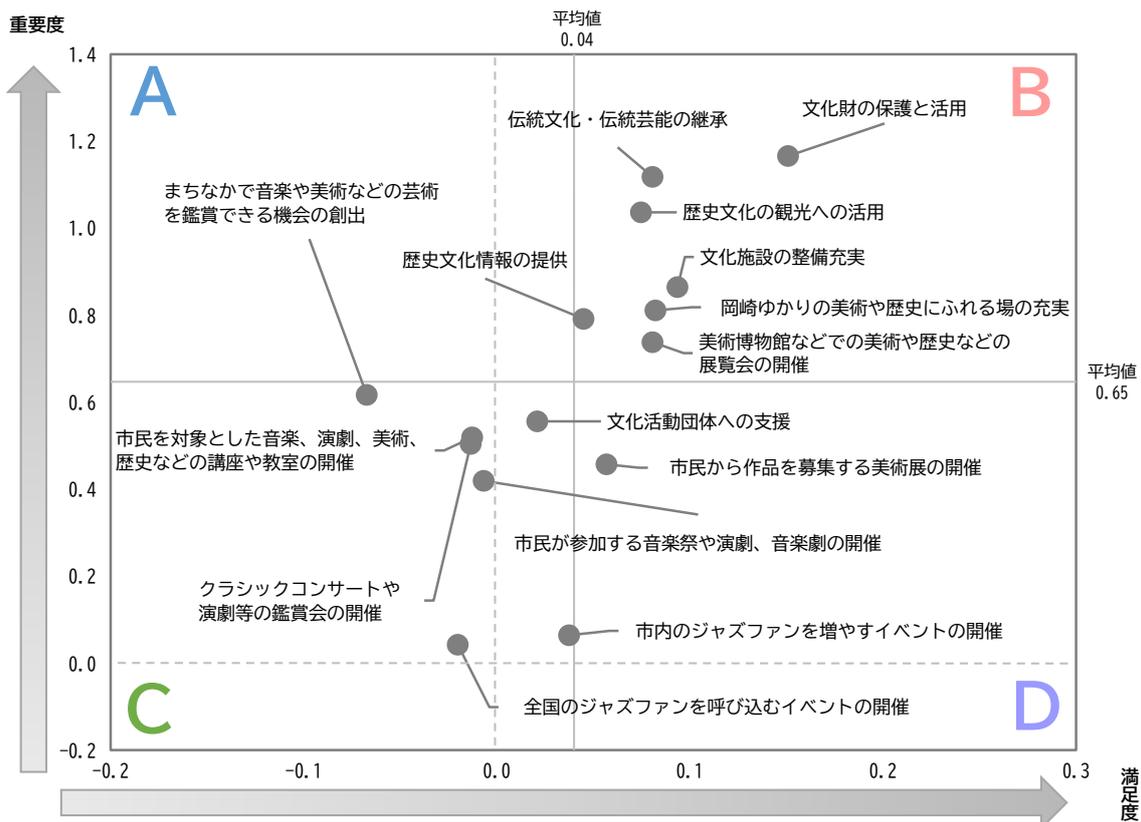
現状を維持し、継続して取り組んでいくことが求められます。

【Cの領域】重要度：低い/満足度：低い

今後取り組んでいく項目としては、長期的な検討が求められます。

【Dの領域】重要度：低い/満足度：高い

取組の方向性や重要度についての見直しが求められます。



文化行政における「今後の重要度」と「現在の満足度」について、双方ともに平均値より高くなっているのは「歴史文化の活用」「伝統文化・伝統芸能の継承」に関するものに多くみられ、これらについては早急な改善や対応等を求められていないことが確認できます。その反面、「文化芸術活動やイベント」については、その活性化に向けて長期的な検討を踏まえながら取り組んでいくことが求められています。

5 取り組むべき主要課題

本市の文化に関わる様々な現状や問題点、市民意識調査結果などから抽出された主要課題を、以下7点に整理します。

1 文化芸術活動の活性化と参加促進

- ・ホールを有する会館系施設の自主事業の充実と質の高い創造活動の創出。
- ・魅力ある公演や展覧会の充実、身近な場所における演劇や伝統芸能等の鑑賞機会の提供、安価な料金設定などによる文化芸術と気軽に触れ合える機会の拡充。
- ・若い芸術家などの練習や発表、交流の機会の確保と利用しやすい施設運営。
- ・障がい者による文化芸術活動における鑑賞の機会及び発信の機会の充実。
- ・バリアフリー化の促進など、障がい者が文化芸術に触れやすくするための環境の整備。

2 次世代の文化芸術活動を担う人づくり

- ・自主事業の魅力向上と集客力アップに向けた専門人材の確保やスタッフの人材育成。
- ・伝統芸能等の分野において高齢化する担い手の後継者育成と技術・技能の継承。
- ・地元の若手芸術家など、新たな文化芸術の担い手の発掘・育成。
- ・子どもや若者などへの学校教育と連携した文化芸術との出会いや表現活動支援、自主性や地域への愛着等を育むための教育プログラムの充実と指導者の育成。

3 市民や団体、企業等との協働の促進

- ・市民活動団体やボランティアなど市民主体の取組の支援充実。
- ・本市の文化芸術をけん引してきた文化団体や芸術家の活動支援と他分野の団体や企業等との協働の促進。
- ・企業の協力による文化芸術活動に利用可能な民間施設の発掘・ネットワーク化。
- ・文化芸術の担い手となる市民・団体・企業等との連携強化。

4 将来に向けた歴史文化の継承と活用

- ・郷土の歴史文化を知らない若者へ、お祭りなど地域固有の伝統文化行事をはじめ、身近な伝統文化を次世代に伝えるための学習機会や教育プログラムの確立、指導者人材の育成。
- ・豊富な文化財の保護と情報収集・アーカイブ[※]化。多様なメディアを通じたPR、観光等への有効活用。
- ・歴史文化と新たな現代美術等との融合による「文化のまち」のイメージアップ。
- ・大河ドラマ「どうする家康」を契機として、市民の歴史文化への関心を高め、あわせてシティプロモーション[※]に活用する。

※「アーカイブ」とは、保管、保管所、保存記録のこと。

※「シティプロモーション」とは、地方自治体によって行われる、地域のイメージを向上させるために行われる活動の総称。

5 文化芸術を活かした地域の活性化

- ・あいちトリエンナーレ[※]を契機とした、暮らしに身近なまち全体を舞台にした文化芸術活動の展開。
- ・普及啓発活動やコミュニティアートの展開、庁内における組織横断的な施策展開による文化活動とまちづくりの融合、地域活性化。

※「あいちトリエンナーレ」（「あいち」の国際芸術祭）は、2010年から3年ごとに開催。国際現代美術展のほか、映像プログラム、パフォーマンスアーツ、音楽プログラムなど、様々な表現を横断する、最先端の芸術作品を紹介。まちなかでの作品展示や幅広い層を対象としたラーニングプログラムも大きな特色。2022年は、国際芸術祭「あいち2022」として継承されることになった。

6 鑑賞・創造環境の充実

- ・老朽化した文化施設の計画的な改修と設備の充実による安全快適な文化芸術活動の環境整備。
- ・関連する施設間の機能整理と使命を明確にした特色ある施設運営。
- ・指定管理者制度の効果・課題の検証による制度の充実。
- ・美術博物館等における交通アクセスの充実など文化活動の阻害要因の改善。
- ・在住外国人向けの文化事業・サービスの充実。
- ・他都市の関連施設との連携を通じた質の高い文化芸術プログラムの確保。
- ・新しい生活様式を踏まえた、新たな発表、鑑賞方法の模索及び活用。

7 情報発信・プロモーションの充実

- ・インターネット等の多様なメディアの活用により、市民ニーズに応じた展覧会や公演の開催情報等の情報発信や利便性の高い予約システムの充実。
- ・文化団体や市民活動団体などによる市民主体のイベントや発表会などの身近な取組に関するきめ細かい情報の収集・発信。
- ・外国人市民向けに、文化芸術情報の多言語化推進。

第 3 章

文化振興の理念と目標

1 基本理念・基本目標

第2章で掲げた課題を踏まえ、本計画では施策体系を再構築にあたって、基本理念と基本目標はこれまでのものを踏襲することとしました。将来にわたって継続性を持たせながら着実に推進します。

【基本理念】

伝統と市民文化が 息づく 家康公のふるさと 岡崎

伝統ある岡崎市の文化を形づくり、また将来に向けて新たな文化を創造していくのも、その主役となる担い手は市民です。多様性や社会的包摂の概念を踏まえて、市民一人ひとりが、日頃から様々な文化に関心を持ちつつ、自ら創作活動を行うとともに、公演や展覧会、イベントなど質の高い文化に触れることで、文化的な感性を高められる環境をつくり、豊かな市民文化の創造を目指します。

また、これまで継承されてきた伝統文化と、豊かな市民文化からなる岡崎の文化が本市の個性として確立し、全国に発信され、市民が岡崎市で暮らすことに誇りを持つ文化の薫り高い都市となることも大切です。そのため、市民や団体、事業所等との交流や連携、各分野にわたる施策の推進を通じて独自の文化振興を図ります。

【基本目標】

1 個性豊かな 市民文化の創造

岡崎の歴史文化に深い理解と愛着を持ち、様々な文化活動に主体的に関わる市民を育てます。

2 文化の薫り高い 都市の実現

これまで伝えられてきた伝統を次世代に向けて継承しつつ、文化芸術が薫る都市の実現を目指します。

2 目指す将来の姿

本計画の10年間という計画期間の中で、より明確な方向性を示し、確実な施策展開を図っていくために、前述の基本理念等に加えて、「計画期間の10年間で目指す将来の姿」を明示します。

市民文化芸術

全ての市民が、気軽に文化芸術に親しみ、自ら実践することを通じて、創造的で豊かな日常生活を送っています。



創造活動

伝統芸能から現代舞台芸術まで、創造的で質の高い文化芸術活動がまちに溢れ出し、若い芸術家もイキイキと活躍しています。



地域活性化

文化芸術を活かした観光振興や情報発信により、文化芸術都市としてのブランド力が向上し、まちが活性化しています。



ひとづくり

ふるさと岡崎に誇りと愛着をもち、新たな市民文化を拓く担い手となる子どもたちや若者が着実に育っています。



3 基本方針

(1) 文化芸術の振興

文化芸術活動には、鑑賞、創作・公演、学習などの活動がありますが、いずれもその主役は市民です。市民がそれぞれの興味や関心を活かし、気軽に文化活動に触れて、のびのびと実践することができるよう、文化芸術に親しむ機会や、文化活動を行う場の拡充を図ります。

また、本市の文化振興の先導的な役割を担う芸術家や指導者の育成に努めるとともに、文化に触れる機会の拡充、実践活動の支援等を通じて、次世代の文化の担い手となる青少年や、文化とまちづくりをつなぐ人材の育成を図ります。

(2) 歴史文化の継承と活用

本市の貴重な歴史的文化的資産について、構想を踏まえて計画的に保存に努めるとともに、ネットワーク化を図り広く市民への周知を進めます。あわせて、伝統文化・伝統産業の体験や学習を通じて次世代への継承に努めます。

また、本市の歴史文化は全国に誇り得るものであるという認識のもと、歴史的文化的資産を観光に活用するとともに、都市イメージやブランドの向上に活用するなど、地域の活性化と結びつける様々な取組を進めます。

(3) 文化を支える基盤づくり

市民による文化芸術活動が展開されるためには、様々な面で活動環境が整備されている必要があります。

そのため、本市の文化を支える基盤となる文化施設等の充実やネットワーク化、情報の収集・発信に努めるとともに、海外も視野に入れた多方面との文化交流を促進します。また、文化振興に関わる市内推進体制の整備や文化団体・企業等との連携と協働を通じた文化振興の仕組みづくりを進めます。

4 施策体系



第4章

施策の方向と主要施策

基本方針 1 文化芸術の振興

1-1 文化芸術活動の活性化

(1) 文化芸術に親しむ機会の拡充

市民の、特に現在、文化芸術に関心のない人の文化芸術に関する意識や関心を高めるために、また、文化芸術に関心があっても親しむことができない人たちが文化芸術に親しめるように、各種文化施設において、それぞれの機能にあった幅広いジャンルの多様な鑑賞機会を企画・提供し、高齢者や障がい者が文化芸術に触れる機会を充実させるため、文化施設のバリアフリー化や情報バリアフリーに努めます。さらに、文化施設だけにとどまらず、より身近な公共施設や民間施設、まちなかなどにおいて文化芸術に親しむ機会の拡充を図ります。

	施策・事業名	事業内容	担当課
1	ホール機能を有する施設における鑑賞機会の充実	市民に質の高い音楽や舞台などの鑑賞の機会を提供するため、岡崎市民クラシックコンサート、文楽事業など従来事業に加えて、市民会館やシビックセンターなどのホール系施設における企画内容の充実を図るとともに、自主事業の企画を推進します。また、施設やそのシステム等が、広く障がい者や高齢者などに対応できるよう検討します。	◎文化振興課
2	美術館系施設における鑑賞機会の充実	市民の、文化芸術についての知識や関心を高めるため、幅広いジャンルの多様な文化芸術に触れられる企画展を開催するとともに、鑑賞意欲を高める教室や体験型の講座を開催し、魅力的に発信します。 美術館においては、収蔵品の充実を図るとともに、国内外の名作を紹介する企画展や、収蔵品を活用した収蔵品展を開催します。 おかざき世界子ども美術館においては、親子で楽しめる参加体験型の企画展や、世界の有名美術家の10代の作品を展示することで子どもたちの創造力を育みます。 美術館においては、美術の多様性を楽しみ、公募展への出品の契機となるような、美術講座の開催などを継続して行います。	◎美術博物館 地域文化広場 美術館

	施策・事業名	事業内容	担当課
3	ジャズの鑑賞機会の充実	本市のブランド化、街の活性化、文化・観光等の振興を図るため、図書館交流プラザに展示されているジャズコレクションを活用し、観光推進課とも連携しながら「ジャズの街岡崎」を国内外に発信します。また、市民との協働により、ジャズコンサートや地域と連携したジャズイベントを開催します。	◎生涯学習課 文化振興課
4	まちなかで文化芸術に親しむ機会の充実	各種文化施設の方針に基づいて、小学校やまちなか、乙川リバーフロント地区※の公共空間、商店街、民間の空きスペース、地域の施設など、様々なまちづくり活動と連携し、アウトリーチ事業を展開するとともに、あいちトリエンナーレの理念を引き継ぎながら、まちなかで気軽に文化芸術に親しむ機会を充実します。 ※特に桜城橋～中央緑道～籠田公園（「天下の道」）や、りぶら周辺等の各エリア	◎文化振興課
追1	新たな発表、鑑賞方法の模索及び活用	インターネット等を使った、文化芸術などの新たな発表・鑑賞方法について研究し、実施を検討します。	◎文化振興課

※「追1」及び「追2(P34)」とは、今回の見直しによって、新しく追加された施策・事業のこと。

(2) 市民が文化活動を行う場と機会の充実

主体的に創作活動や練習に励んでいる市民や団体の日頃の活動の成果を発表する機会、また、創作活動意欲を高める機会として、公募展を開催するとともに、文化施設だけにとどまらず、文化施設以外の公共施設や民間施設と連携し、文化活動や発表機会の場の充実を図ります。

	施策・事業名	事業内容	担当課
5	公募による美術展の開催	文化活動を行う市民の向上心を育むため、作品の発表の場として、一般市民を対象とした市民美術展や、一般公募による岡崎美術展などの公募による美術展を開催します。	◎文化振興課

	施策・事業名	事業内容	担当課
6	文化活動や発表の場の充実	文化活動や発表の場として、市民会館などの文化施設の活用や図書館交流プラザ、地域交流センター、市民センターなどの文化的な利用を進めます。また、地区集会所や教育施設等の公共施設、さらには病院や福祉施設、商業施設などの民間施設など、身近な施設の利用可能性を調査し、活用できる環境を整備します。	◎文化振興課 生涯学習課 市民協働推進課
追 2	障がい者等の文化芸術活動の充実	障がい者による文化芸術活動の推進を図り、創作や鑑賞など、障がいの有無を超えた交流の機会を通じて、障がい者の社会参加と自立の促進はもとより、市民の障がい者に対する理解、また障がいそのものに対する理解の促進に取り組みます。	◎障がい福祉課 地域文化広場 文化振興課

(3) 市民が主体的に進める文化事業への支援

文化とは市民の生活の積み上げの上に成り立つものであり、芸術は市民の創造によって表現されるものです。本市の文化芸術を市民との協働で進めるために、市民が参加できるイベントについて、市民と行政とが役割分担を行いながら、市民が自らの手で運営を行えるような支援や仕組みづくりを行います。また、これまで市が行ってきた文化事業についても、市民やボランティアとの役割分担を行い、市民主体の事業への移行を進めていきます。

	施策・事業名	事業内容	担当課
7	文化や芸術に関する活動団体の支援	市と団体との役割分担を明確にしながら、岡崎文化協会や岡崎美術協会などが行う活動への支援を行うとともに、各団体が自主的な活動にとどまることなく幅広い市民に向けた公益的な文化芸術活動に取り組めるように促します。	◎文化振興課
8	市民活動団体※への助成制度の充実	市民・企業・団体等が主体となって取り組む文化芸術活動を積極的に育成・支援するため、市民活動団体に対する補助事業を継続して実施するとともに、文化芸術に関する市民活動団体に対して活用を進めます。また、市以外の国や県の制度等の周知を図り、活動支援につなげていきます。	◎文化振興課 市民協働推進課

9	施設と地元住民との関連イベント	市民会館、シビックセンターなどの文化施設や各地域交流センターにおいて、地域住民とともに、地域性を踏まえた様々な交流イベントを開催します。	◎文化振興課 市民協働推進課
10	市民全体での文化芸術祭の開催	定期的に、異なる分野の文化団体等が連携し、市民が幅広く参加することのできる総合文化祭の開催や、芸術家の登録制度を活用したイベントの開催を進めていきます。	◎文化振興課

※「市民活動団体」とは、本市での定義は以下のとおり（岡崎市市民協働推進条例より抜粋）
不特定多数のもの利益の増進に寄与する活動又は良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、次のいずれにも該当しない活動を行うことを主たる目的とする団体。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

オ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの

1-2 文化を創造する人づくり

(1) 文化創造の担い手となる人材の育成・支援

本市から世界に通用し、社会的包摂の視点を持つ芸術家を輩出するとともに、彼らに本市における文化芸術活動の担い手として活躍してもらうため、新進の芸術家の発掘・育成を進めます。また、文化創造の担い手を支え、ともに本市の文化芸術の振興を推進する担い手を育成するため、文化活動を支えるボランティアの育成を行います。

	施策・事業名	事業内容	担当課
11	新進芸術家発掘育成事業	文化創造の担い手となる人材を発掘するため、新進の芸術家が参加しやすい事業や公募展等を検討・実施します。	◎文化振興課
12	芸術家の制作の場の創設	美術館の特性を生かして、市民がパーソナル活用のできるアトリエと、学習スペースを設置します。若手芸術家から趣味の制作まで、市民に広く利用されることにより、次世代の人材を育成する市民の学びの場とします。	◎美術館

13	芸術家の登録制度の構築・運用	様々な事業において発掘した市内在住または本市出身の芸術家を岡崎市にゆかりのある芸術家として登録する制度を構築・運用します。	◎文化振興課
14	文化活動を支えるボランティアの育成	広く市民に開かれた公民連携による文化芸術振興を進めるため、図書館交流プラザの市民活動総合支援センターが開催する研修講座の情報を、各分野の文化団体のリーダーやメンバー、文化活動を支援するボランティアに対して提供するとともに、文化芸術の社会的包摂という幅広い視野からのボランティアの育成を図ります。	◎文化振興課 市民協働推進課 生涯学習課

(2) 文化を享受・創造する次世代の人材の育成

子どもたちの文化芸術に対する関心を高めるとともに、表現方法を多様にし、創造性を高め、多様な人を受け入れられるようなコミュニケーション能力を育むため、各種文化施設や学校などと連携しながら、将来の岡崎の文化を担う子どもたちが音楽鑑賞や芸術鑑賞などの文化芸術に触れる機会や文化教育の充実を図ります。また、子どもから高齢者まで幅広い世代が創作活動を直接体験できる機会を創出し、創造する喜びや生きがいを感じることができきるきっかけをつくり、次代の文化の担い手を育成します。

	施策・事業名	事業内容	担当課
15	親子のためのコンサート、演劇・ミュージカル等企画	シビックセンター、図書館交流プラザでの親子のためのコンサート事業など、親子でコンサートや演劇、ミュージカルなどを楽しむことができる企画を通して、子どもたちの文化芸術への関心を高めます。	◎文化振興課
16	学校と連携した芸術ワークショップの開催	学校などと連携して、子どもたちが文化に触れ、実際に創造する楽しさや喜びを感じる機会の充実を図ります。	◎地域文化広場 文化振興課

17	次代の文化の担い手の育成	<p>文化の担い手となる青少年を育成するため、子どもが質の高い芸術に触れる機会として、芸術家の学校への派遣事業を実施します。</p> <p>次代の文化の担い手を育成するため、ジャズオーケストラの育成支援や、幅広い世代を対象とした文化芸術に関するワークショップを開催します。</p>	◎文化振興課 生涯学習課
----	--------------	--	-----------------

(3) 文化とまちをつなぐ人材の育成

まちのあらゆる資源、生活シーンと文化芸術とを結びつけ、文化芸術を私たちにあってより身近にするとともに、文化芸術の視点からまちの活力を高めるため、市民がまちで文化事業に取り組みやすくする仕掛けづくりや、まちと文化芸術をつなぐ人材育成、まちで文化芸術が展開できる推進体制の整備を進めます。

	施策・事業名	事業内容	担当課
18	文化とまちをつなぐ仕組みづくり	市民が主体的かつ自発的に文化事業に取り組めるように、公募型市民企画事業の実施を支援する仕組みづくりを検討します。	◎文化振興課
19	文化とまちと人をつなぐ人材の育成	文化芸術とまちとをつなぐとともに、社会的包摂の視点などを踏まえて文化芸術事業を検討できる専門的な人材を育成します。	◎文化振興課
20	文化を感じるまちづくりの推進体制の整備	ジャズ、ダンスなどの舞台芸術、あいちトリエンナーレでみられた現代美術などの既存の取組を、まち全体を舞台に展開することを目指して、その仕組みを検討する推進体制を整備します。	◎文化振興課 生涯学習課

基本方針 2 歴史文化の継承と活用

2-1 歴史文化の保存と継承

(1) 文化財などの保存と活用

地域に固有の貴重な資産であり、地域の歴史と市民をつなぐ重要な資源である文化財を活用して本市の歴史に関する市民の関心を高めるため、指定・未指定に関わらず、あらゆる文化財の調査を行うとともに、その調査結果に応じて適切に保存・活用、展示を行い、岡崎の豊かな伝統文化の次世代への継承・発展を図ります。

また、史跡岡崎城跡については、「岡崎城跡整備基本計画」に基づいて、調査を実施し、整備を行います。

加えて、令和5年の大河ドラマで家康公が取り上げられることを契機として、岡崎城や三河武士のやかた家康館の展示内容や展示環境のリニューアルを進めます。

	施策・事業名	事業内容	担当課
21	歴史文化資産の展示	岡崎城や三河武士のやかた家康館、むかし館、美術博物館等の役割分担を図るとともに、大河ドラマ「どうする家康」を契機とした岡崎城・家康館の改装、展示内容の見直しによって、展覧会企画、展示説明会、展覧会関連講座等の歴史文化資産の展示の充実を進めます。	◎文化振興課 中央図書館 美術博物館
22	文化財の保存と活用	令和2年度に作成した文化財の保存・活用のマスタープランとアクションプランの両方の役割を担う「岡崎市文化財保存活用地域計画」に基づき、文化財を、その周辺環境まで含めて、総合的・一体的に保存・活用します。また、本市が所有する国指定重要文化財「旧額田郡公会堂及物産陳列所」は、平成29年度に策定した保存活用計画に基づき、保存修理を行います。	◎社会教育課 美術博物館
23	岡崎城跡の整備・活用	「岡崎城跡整備基本計画」に基づいて、岡崎城跡に関する発掘調査や文献調査などを実施するとともに、堀・石垣等の遺構の保存修復・復元整備を行います。岡崎城跡の本質的価値を顕在化させる整備・活用を進めます。	◎社会教育課

(2) 伝統文化の継承

地域固有の伝統文化を受け継ぎ、発展させていくために、また、市民の感性や想像力を刺激して、未来に向けて一人ひとりの可能性を引き出すために、学校や文化施設等と連携し、本市に伝わる伝統文化を、市民、特に次世代を担う子どもたちに伝える取組を充実させます。知識として教えるだけでなく、直接伝統文化に触れたり、体験したりする機会を充実します。

	施策・事業名	事業内容	担当課
24	伝統文化の体験	文化活動団体と学校とが連携し、子どもたちが、茶道や華道など、日本の伝統文化を体験する機会や、石、和ろうそく、三河木綿、花火などの地場産業・伝統工芸、伝統産業や文化財建造物の保存修理などの知識を学び、技術を体験する講座を開催します。また、子どもたちの地域のお祭りへの参加をすすめます。	◎文化振興課 社会教育課 商工労政課
25	伝統芸能の資料収集と保存	市内の伝統芸能・伝統文化を後世に伝えるために、現状と課題について調査を行い、必要な資料の収集・保存に努め、その担い手の育成に努めます。	◎文化振興課 中央図書館 社会教育課 美術博物館

2-2 歴史文化を活かしたまちづくり

(1) 歴史文化の観光への活用

本市独自の歴史文化資産や文化芸術資産を、市民だけにとどまらず、市外の人たちにも本市の魅力として発信するために、その価値や魅力を再評価し、観光振興の資源として有効活用するとともに、地域ブランドの構築につなげます。

	施策・事業名	事業内容	担当課
26	歴史文化の観光への活用	「観光基本計画アクションプラン」に基づいて、歴史文化資産、文化芸術資産を観光ルートに組み込んだり、歴史文化・文化芸術情報を観光情報と合わせて発信するなど、本市の歴史文化の魅力を観光に活用します。	◎観光推進課 まちづくりデザイン課 文化振興課 生涯学習課

基本方針3 文化を支える基盤づくり

3-1 文化関連施設の充実

(1) 文化振興の拠点整備

多様化が進む社会や市民生活に対応し、文化施設に求められる役割も変化しています。そのため、市民会館を核としたホール系施設や美術館系施設について、それぞれの施設の使命を改めて明確化し、各施設の機能や特色を活かした、効果的な利活用がなされるように努めます。さらに、社会的包摂の理念を尊重し、市民が多様な文化活動を積極的に行うことができるように、施設や設備、展示等の充実を図ります。

	施策・事業名	事業内容	担当課
27	ホール系施設の充実	市民会館やシビックセンターなどのホール系施設において、施設の機能を活かした自主事業の充実を図るとともに、市民ニーズに応じた使いやすい施設となるように充実を図ります。	◎文化振興課
28	美術館系施設の充実	美術・博物の展示や、学習・鑑賞機会の充実に向けて、老朽化が進む美術博物館の大規模改修を進めていきます。	◎美術博物館
29	市民文化活動拠点の充実	日常的な市民文化活動の充実に向けて、図書館交流プラザや地域交流センターなどの機能を充実し、多様な市民文化活動や交流を促進します。また、商業施設や事業所など民間施設なども活用した身近な発表・鑑賞機会の充実に努めます。	◎文化振興課 生涯学習課 市民協働推進課
30	老朽化文化施設の整備方針の検討	老朽化が進む文化施設の適切な改修による長寿命化のため、公共施設に関する総合的な管理計画のなかで、老朽化した文化施設の改修計画を検討します。	◎文化振興課

(2) 文化施設のネットワーク化

中心市街地から山間部まで多様な地域を抱える本市において、多様な価値や地域性を包摂した豊かな文化芸術を育むことが求められます。そのため、市内の文化施設の利便性の向上や事業内容の充実を図るとともに、個別施設では対応しきれない多様なニーズや地域課題に対応できるように、他の公共施設や民間施設・サービス、市外の文化施設を含めた文化施設のネットワーク化を推進し、各施設の特色や独自のノウハウを活かした機能分担や連携を進め、質の高い文化芸術の創造に寄与します。

	施策・事業名	事業内容	担当課
31	市民会館を核とした文化施設のネットワークの構築	文化創造拠点として市民会館における自主事業やプログラム開発、専門人材育成などの機能強化を図るとともに、市内の文化施設のネットワークを強化して事業連携や利便性の向上を図ります。	◎文化振興課
32	指定管理者制度・民間活力の活用	文化施設の管理運営に関して、市民のニーズに沿ったサービスが提供されるように、これまでの指定管理者制度を評価し、施設の特色を活かした適切な民間活力の導入を進めます。	◎文化振興課
33	文化芸術とまちとの接点づくり	市民会館を拠点として周辺地域や他の拠点施設と連携をはかり、必要に応じて基盤整備を行うとともに、まちなかにおける一体的な文化芸術活動を展開します。また、文化芸術活動に利用できる民間施設等のネットワーク化を検討します。	◎文化振興課

3-2 文化情報の収集と発信

(1) 文化活動情報の収集・発信

市民の多様な文化芸術活動を活性化させるとともに、歴史文化資産を有効活用することなどによる市民のまちへの誇りの醸成にもつなげるため、アクセスしやすい文化芸術活動情報の発信が求められます。そのため、文化芸術活動などを行う個人や団体、地域、事業者などから寄せられるイベント等の情報を収集するとともに、文化芸術活動の実績や、芸術家や指導者などの情報などを含め、HPや情報誌などの多様なメディアを効果的に活用した情報発信を行います。

	施策・事業名	事業内容	担当課
34	文化情報等の収集	これまでに本市で行われてきた様々な文化芸術活動の記録などの情報を蓄積し、貴重な文化芸術資産として保存していきます。	◎文化振興課
35	文化情報、音楽・美術関連施設情報の発信	文化芸術や歴史、ジャズなどのイベントの情報を集約し、保存した情報とともに、HPや情報誌、図書館交流プラザなどでのPRなどを通じて、わかりやすく情報発信します。	◎文化振興課 生涯学習課 美術博物館
36	時代に即した情報発信方法の検討	情報技術の進歩やライフスタイルの変化などを踏まえて、多様な活動主体からの自由な情報発信を可能にしたり、ターゲットに応じた新たな発信方法を検討し、幅広い市民の認知度や関心の向上に努めます。	◎文化振興課

(2) 利便性の高い情報システム

市民や市外からの来訪者などが、自宅や遠隔地から、いつでもオンラインで施設予約などができる利用しやすい情報システムの普及及び充実を図ります。

	施策・事業名	事業内容	担当課
37	利用しやすい文化施設の仕組みの検討	PCやスマートフォンなどから施設予約ができる「あいち共同利用型施設予約システム」の有効活用を促すとともに、利用料金やチケットのオンライン決済、寄附行為など、利用ニーズに応じた仕組みの充実を検討します。	◎文化振興課

3-3 文化交流の促進

(1) 国内外の都市との文化交流

文化芸術の力を生かして、都市間競争に負けないような産業都市岡崎としての魅力を創造・発信していくために、国内外の文化施設などとの連携を図り、岡崎の文化の市外へのプロモーションや新たな文化芸術の導入、異文化への理解、国際交流の促進などを図ります。

	施策・事業名	事業内容	担当課
38	国内外の文化施設やインターネットを通じた交流	親善都市など※をはじめとする国内外の都市の文化施設との連携を深め、事業内容の充実を図ります。また、アーティストの海外派遣などにより、本市独自の文化芸術の発信と、文化を通じた交流プログラムの仕組みづくりを検討します。	◎文化振興課
39	文化的な国際交流の推進	多文化共生の観点から、外国人市民との文化を通じた相互理解に取り組むとともに、姉妹友好都市※をはじめ、海外との間で市民文化交流を推進し、国際理解に努めます。	◎多様性社会推進課

※親善都市・ゆかりのまち…沖縄県石垣市、広島県福山市（親善都市）

神奈川県茅ヶ崎市、長野県佐久市、岐阜県関ヶ原町（ゆかりのまち）

※姉妹都市…ウッデバラ市（スウェーデン）及びニューポートビーチ市（アメリカ合衆国）

※友好都市…呼和浩特（フフホト）市（中華人民共和国）

(2) 文化団体や市民間の交流の促進

多様化する地域課題や住民ニーズ、新たな価値観に柔軟に対応した文化芸術の振興に向けて、市内で活動する文化団体や様々な分野の市民団体、NPO、事業所、大学などが交流を深め、ネットワーク化を図ることで、個々では難しい新たな活動内容やプログラムの創出、自立した組織づくりなどを進めます。

	施策・事業名	事業内容	担当課
40	文化団体との連携推進	市内で活動する文化団体相互の交流促進や広報での情報発信など、文化団体との連携を進め、各団体の主体的な文化芸術活動の活性化を支援します。	◎文化振興課

41	文化団体等の交流の機会づくり	文化団体等と、他の分野で活動する市民団体等や事業所、大学などとの連携・交流を促す機会をつくり、協働による新たなイベントや地域活動などを促進します。	◎文化振興課 市民協働推進課
----	----------------	---	-------------------

(1) 推進体制の整備

前述のように多岐にわたる文化芸術活動を推進し、多様な価値を包摂した豊かさを実現していくために、文化施設における専門スタッフの充実や質の高い企画運営体制の強化を図ります。また、多分野にわたる施策・事業を文化的な視点を持って横断的に推進するとともに、第三者の視点も踏まえたPDCA[※]を進めるために、庁内検討会議や有識者等によるホール施設の事業内容の調整や評価、見直しを実施するホール事業検討会議を設置しています。今後は文化芸術事業の企画運営や第三者評価、資金援助なども視野に入れて、機能のさらなる充実を検討します。

	施策・事業名	事業内容	担当課
42	有識者等の意見の施策への反映	文化芸術施策の推進にあたっては、専門的見地から事業企画や第三者評価などを行うため、学識者や有識者、公募市民等によって構成される外部評価組織の機能の充実を図ります。	◎文化振興課
43	文化施設における専門スタッフの充実と企画運営体制の強化	芸術家や市民などの幅広い文化芸術活動を支援するために、文化施設におけるスタッフの育成を通じて専門性を高めるとともに、施設間の連携なども通じて企画運営体制の強化を図ります。	◎文化振興課
44	庁内における文化施策の進行管理・評価の推進	庁内の横断的な組織（文化振興推進計画庁内検討会議）をもとに、多分野にわたる文化芸術施策の調整や成果検証などを行い、情報共有を図ります。	◎文化振興課
45	文化活動の定期的な状況把握	文化活動を阻害する様々な要因を定期的に調査して把握するとともに、関係各課や文化施設と連携して主要課題の解決に向けた取組を進めます。	◎文化振興課

※「PDCA」とは、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の頭文字をとったもの。

(2) 連携と協働の推進

市民を中心とした文化活動の活発化を目指し、本市の文化芸術活動を担う文化団体や芸術家、ボランティア、さらには企業や大学などとの交流・連携を強化して、行政と民間が相互に役割分担しながら、地域が一体となって文化芸術活動を推進します。

	施策・事業名	事業内容	担当課
46	文化団体・ボランティアとの連携強化	文化団体や市民団体、ボランティアなど、本市における文化芸術活動を支えている市民との連携を強化し、市民による主体的な文化活動の活性化に努めます。	◎文化振興課 市民協働推進課
47	企業・大学等との連携・交流の促進	企業のメセナ活動※や活動拠点の提供、ノウハウや人材の提供、共催イベントの開催など、文化振興に関する企業や大学等との連携・交流を促進して、文化芸術活動の活性化を図ります。	◎文化振興課 美術館 生涯学習課

※「メセナ活動」とは、企業が主として資金を提供し、文化・芸術活動を支援すること。

第5章

重点プランの推進

1 重点プランとは

前述の第4章【施策の方向と主要施策】に示している数多くの施策・事業を着実に推進し、基本理念「伝統と市民文化が息づく家康公のふるさと岡崎」の実現を目指すために、各課が担当する施策・事業を個別に進めるだけでなく、共通するテーマにより連動性をもたせながら推進し、相乗効果を発揮させていく戦略的な視点が大切です。

そこで、第4章に示している施策・事業のうち、主要課題の解決において重点的、優先的に進めていくべき施策・事業を、以下の5つの「重点プラン」として明確に位置づけ、将来を見据えた魅力ある文化芸術振興を推進します。

重点プラン 1 市民会館などを核とした専門人材の育成

重点プラン 2 文化施設の整備・充実と事業連携の強化

重点プラン 3 市民や各種団体、企業等との協働の仕組みづくり

重点プラン 4 まち全体を舞台として、市民と芸術の距離を近くするコミュニティアートの展開

重点プラン 5 岡崎が誇る伝統文化の次世代継承とまちへの誇りの醸成

2 重点プラン

重点プラン 1

市民会館などを核とした専門人材の育成

基本方針

■市内の数多くの文化施設を有効活用し、文化芸術活動を育む拠点としての機能や役割を強化していくために、文化芸術に関する高い専門性ととともに、文化芸術活動を通じて地域課題に向き合っていく社会的包摂の視点を有するようなアートマネジメント※を担う専門スタッフの充実を目指します。

■幅広い文化芸術分野において、古くから育まれてきた伝統に根ざした新たな価値などが生み出され、独自の革新的な文化芸術が絶えず創出され、発信し続けるような、将来にわたって活躍できる若い芸術家の育成・支援に努めます。

※「アートマネジメント」とは、芸術・文化活動と社会をつなぐための業務、もしくは方法論やシステムのこと。

取組 1 専門スタッフの育成・確保

●文化施設の運営を担う行政職員や指定管理者内において、美術や舞台芸術等の芸術分野に関する実務やプログラム企画、市民文化芸術活動のコーディネートなどに関する専門知識やノウハウが蓄積される仕組みづくりを検討し、専門性の高い人材の育成を進めます。

●日常的に文化芸術に触れあう機会が少ない市民に対して、文化芸術活動への参加を促すための高い芸術能力とコミュニケーション能力をもつ芸術家を育てることを目的として、美術や舞台芸術などの各分野において主体的に活動できる「文化コーディネーター」の育成・確保を進めます。

【関連する主な施策】

- ・文化とまちと人をつなぐ人材の育成【1-2-(3)-19】
- ・文化施設における専門スタッフの充実と企画運営体制の強化【3-4-(1)-43】
- ・指定管理者制度・民間活力の活用【3-1-(2)-32】
- ・文化団体等の交流の機会づくり【3-3-(2)-41】

取組2 若手芸術家への育成支援の充実

- 市内外の若手芸術家による創作活動や市民へのアウトリーチ、異なる分野の芸術家や専門家の幅広い対話・交流など、多様な芸術家が切磋琢磨しながら創作活動に打ち込み、成長できる場の創設を検討します。
- ダンスや映像、音楽などを学ぶ育成アーティストを対象にして、ワークショップ形式による人材養成プログラムを行い、将来にわたり岡崎の文化芸術を支える新たな人材を育成します。

【関連する主な施策】

- ・新進芸術家発掘育成事業【1-2-(1)-11】
- ・芸術家の制作の場の創設【1-2-(1)-12】
- ・芸術家の登録制度の構築・運用【1-2-(1)-13】
- ・ホール系施設の充実【3-1-(1)-27】

基本方針

- 本市にある民間施設を含む数多くの文化施設が、市民の身近な文化芸術活動の場として、今後も持続的かつ安定的に有効活用されることが求められます。
- そのため、施設の目的や使命・役割を見直すとともに、社会的な課題や市民ニーズ等を踏まえた市内外の関連施設とのネットワークの強化と機能分担・集約、さらに老朽化する施設の計画的な整備・改修を進めます。

取組1 美術館3館の収蔵・保管における課題の整理

- 美術館3館について、各施設の収蔵基準を整理し、適切な保管方法の検討を行います。
- 美術館3館における概ねの機能は、「美術博物館」は市の美術博物施設の中核施設、「おかざき世界子ども美術博物館」は美術博物館の子ども部門、「美術館」は美術博物館のギャラリー部門（貸館）及び絵画教室などの美術講座等を行っていく施設と位置づけます。
- 概ねの機能を前提に、各館収蔵品の収集水準や保管場所について検討を行います。

【関連する主な施策】

- ・美術館系施設の充実【3-1-(1)-28】
- ・美術館系施設における鑑賞機会の充実【1-1-(1)-2】
- ・歴史文化資産の展示【2-1-(1)-21】
- ・文化情報、音楽・美術関連施設情報の発信【3-2-(1)-35】

取組2 ホール系施設の役割分担と市内外における事業連携の拡充

- 様々な規模のホールを有する施設において、各施設の目的や使命、位置づけや役割などを見直し、今後の運営方針や事業内容等を明確にするために事業計画を策定します。
- 指定管理者が管理運営にあたる施設において、日常的な情報交換を通じて交流・連携を深めることで、各施設の方針や事業計画を共有するとともに、施設連携型プログラムの実施や、アートマネジメントに関するノウハウ向上、ネットワークの共有による専門スタッフのスキルアップを進めます。
- 国内外の文化施設や芸術家とのネットワークを積極的に構築し、本市独自の文化芸術プログラムを外部に発信し、シティプロモーションにつなげるとともに、他施設との連携公演なども展開することで、評価の高い鑑賞プログラムを利用しやすい料金で提供できるように努めます。

【関連する主な施策】

- ・ ホール系施設の充実【3-1-(1)-27】(再掲)
- ・ 指定管理者制度・民間活力の活用【3-1-(2)-32】(再掲)
- ・ 市民会館を核とした文化施設のネットワークの構築【3-1-(2)-31】
- ・ 文化施設における専門スタッフの充実と企画運営体制の強化【3-4-(1)-43】(再掲)
- ・ 国内外の文化施設やインターネットを通じた交流【3-3-(1)-38】
- ・ 歴史文化の観光への活用【2-2-(1)-26】
- ・ 利用しやすい文化施設の仕組みの検討【3-2-(2)-37】

基本方針

- 本市では、他都市に先駆けて早い時期から、美術協会や文化協会などが中心となって市民主体の文化芸術活動が展開されてきたことが大きな強みといえます。
- 都市間競争の時代において、岡崎市としての創造的な都市の魅力を高めていくうえでも、こうした関係団体や市民が公益的な文化芸術活動の担い手となって、幅広い市民に向けて質の高い文化芸術活動を行っていくことが求められます。
- 今後、文化芸術と市民生活、まちづくりを結びつけて、文化都市岡崎として発展を遂げるためには、子どもから高齢者、外国人まで多様な市民の参加を促すとともに、文化団体や市民団体、企業など、多様な分野・セクターの協働・連携を通じて地域ぐるみで文化芸術活動を盛り上げていくことが必要です。

取組1 文化芸術振興に資する公募型市民企画事業の導入

- 市民・企業・団体等が主体となって取り組んでいく文化芸術活動を積極的に育成・支援するため、文化芸術振興を含む公募型市民企画事業に関する仕組みづくりを進めます。
- 文化芸術事業の企画運営や第三者評価、資金援助などの芸術振興に取り組む、学識者や有識者、公募市民等によって構成される外部評価組織の機能の充実を図ります。

【関連する主な施策】

- ・文化とまちをつなぐ仕組みづくり【1-2-(3)-18】
- ・有識者等の意見の施策への反映【3-4-(1)-42】

取組2 文化団体と幅広い市民活動団体・企業等との連携促進

- 様々な分野の市民活動団体と、文化芸術関連の団体や芸術家等との連携を深め、アートの視点を採り入れた創造的かつ魅力的な市民活動や地域づくりが展開されるように、お互いの経験やノウハウ、ネットワークを生かすための交流会や情報交換会などのマッチングの機会づくりを進めます。
- 施設運営や文化事業の実施等において、文化団体や企業等との連携による事業運営をコーディネートし、民間のノウハウやネットワークを活かした協働型の効果的な文化振興を推進します。
- 民間企業等と連携を図り、事業所や倉庫、集客施設など、文化芸術に活用可能な空間の発掘・ネットワーク化を図ります。

【関連する主な施策】

- ・文化団体・ボランティアとの連携強化【3-4-(2)-46】
- ・企業・大学等との連携・交流の促進【3-4-(2)-47】
- ・指定管理者制度・民間活力の活用【3-1-(2)-32】(再掲)
- ・文化活動や発表の場の充実【1-1-(2)-6】

取組3 ボランティアスタッフ(コミュニティサポート)の充実

- 広く市民に開かれた官民連携による文化芸術振興を進めるために、施設における接遇や案内、情報誌の発行などの施設運営をサポートするボランティアの育成及び組織化を進めます。
- 情報発信を支えるボランティアスタッフの協力も得ながら、市内の各種教室や指導者、芸術家の活動などを適宜情報収集するとともに、これまでに蓄積された文化芸術活動に関する多様な情報を保存して、HP等でわかりやすく市民に提供します。

【関連する主な施策】

- ・文化活動を支えるボランティアの育成【1-2-(1)-14】
- ・文化情報等の収集【3-2-(1)-34】
- ・文化情報、音楽・美術関連施設情報の発信【3-2-(1)-35】(再掲)

重点プラン4

まち全体を舞台として、市民と芸術の距離を近くするコミュニティアートの展開

基本方針

- 本市では、まちなかでジャズに出会う「ジャズストリート」や、「あいちトリエンナーレ」における民間施設等での作品展示、ダンス・オペラといった舞台芸術など、まちなかで気軽にアートに触れられる取組が着実に進められています。
- 市民の生活から遊離しがちな音楽や美術、演劇、舞踊、伝統芸能などの文化芸術を、日常の身近な暮らしの中に持ち込み、市民が文化芸術と触れ合う「コミュニティアート」の取組を推進することで、その魅力や素晴らしさを知ってもらうとともに、社会的包摂の視点も踏まえた市民と地域社会とのつながりづくりが求められます。
- さらに、これまでに培われてきた伝統芸能や文化芸術活動に加えて、ジャズ、ダンス、現代アートなどの異なる取組を融合した新たなプログラムや自主企画の制作など、本市独自の文化創造やアウトリーチ・教育プログラムの充実を目指します。

取組1 まちなかを舞台にしたアートプロジェクトの充実

- ジャズ、ダンスなどの舞台芸術、あいちトリエンナーレでみられた現代美術など、既存の取組を生かしてまち全体を舞台に展開することで、市民が気軽に触れ合ったり文化芸術の創造のプロセスに参加できる機会を数多く提供します。
- こうした取組を、観光やシティプロモーションの取組と連携を図りながら、市外にも開かれた取組として推進することで、文化都市岡崎としての誇りや愛着の醸成、都市イメージの向上、地域ブランドの構築につなげます。
- QRUWA戦略[※]に基づき、乙川リバーフロント地区の公共空間等、まちなかで気軽に文化芸術に触れられる取組を進め、暮らしの質とエリアの価値の向上を図ります。

※「QRUWA戦略」とは、乙川リバーフロント地区内の豊富な公共空間を活用した公民連携プロジェクトを実施することにより、QRUWAの回遊を実現させ、まちの活性化を図る戦略。

【関連する主な施策】

- ・まちなかで文化芸術に親しむ機会の充実【1-1-(1)-4】
- ・文化を感じるまちづくりの推進体制の整備【1-2-(3)-20】
- ・文化芸術とまちとの接点づくり【3-1-(2)-33】
- ・歴史文化の観光への活用【2-2-(1)-26】(再掲)

取組2 文化芸術活動拠点の発掘及びネットワーク形成

- 文化芸術活動に利用可能な空間（施設）として、地区集会所や学校、保育園、さらには病院や福祉施設、商業施設や倉等の民間施設などをリストアップしてネットワーク化します。そして、施設関係者と連携を図りながら利用可能性を検討し、新たな教育プログラムなどを展開します。
- 市民会館を拠点として、東岡崎駅から桜城橋、籠田公園をつなぐ軸と、その周辺で利用可能な施設（空間）での作品展示やワークショップなどを組み合わせながら、文化芸術周遊ルートとして位置づけ、イベントを開催するなど新たな展開を目指します。

【関連する主な施策】

- ・市民会館を核とした文化施設のネットワークの構築【3-1-(2)-31】（再掲）
- ・文化芸術とまちとの接点づくり【3-1-(2)-33】（再掲）
- ・まちなかで文化芸術に親しむ機会の充実【1-1-(1)-4】（再掲）
- ・文化活動や発表の場の充実【1-2-(2)-6】（再掲）

取組3 アウトリーチ及び教育プログラムの推進

- 地域のコミュニティ施設や民間施設などの市民生活に身近な場所で、鑑賞機会やアウトリーチプログラムなどを充実することで、文化芸術に対する興味を掘り起こし、市民の生活の質の向上や地域課題の解決などを目指します。
- 年齢、性別、国籍、ハンディ等を問わずすべての市民が、文化芸術活動を通じて社会との接点や問題解決のきっかけを得られるよう、社会的包摂の視点を踏まえたプログラムを展開します。
- 地元で育った人材や国内外のゲストアーティストなどとともに、ダンスや演劇、映像などを融合した新たな舞台芸術を創造し、学校をはじめ身近な場所で多くの鑑賞機会を提供する取組を進めます。
- 芸術家や芸術団体の活動支援を目的とした、芸術文化活動データベースの構築・運用を行い、活用の促進を図ります。

【関連する主な施策】

- ・まちなかで文化芸術に親しむ機会の充実【1-1-(1)-4】（再掲）
- ・芸術家の登録制度の構築・運用【1-2-(1)-13】（再掲）
- ・障がい者等の文化芸術活動の充実【1-1-(2)-追2】

基本方針

- 本市は、徳川家康公生誕の地であり、江戸文化を創造した三河武士の故郷として、わが国の文化の形成に非常に重要な役割を果たしてきました。
- 先人の不断の努力により、家康公ゆかりの寺社をはじめとする文化財や歴史ある町並み、伝統芸能や祭事、さらには石工や三河花火、三河仏壇、ガラ紡、八丁味噌などの全国有数の伝統産業など、歴史ある伝統文化が継承されてきました。
- 本市が誇る伝統文化を大切に次世代に継承し、郷土への誇りと愛着を育むとともに、ジャズやアートなど新たな文化芸術の創造とまちへの誇りの醸成を目指します。

取組1 岡崎城等の歴史文化施設の役割分担と事業連携の拡充

- 郷土の歴史文化に対する市民や観光客の理解を深めるために、岡崎城、三河武士のやかた家康館、むかし館、藤川宿資料館、六ツ美歴史民俗資料室など数多くの歴史文化施設の特色を明確にして有効活用を図ります。また、各施設の効果的な役割分担や事業連携を進め、関連性を持たせたわかりやすい展示や共同イベントの開催などを推進します。
- 旧額田郡公会堂及物産陳列所においては、平成29年度に策定した保存活用計画に基づき、国の重要文化財として保存・修理を進めることで施設の再稼働を図るとともに、本市の文化財を展示・紹介する文化財巡りの拠点施設として有効活用を進めます。

【関連する主な施策】

- ・歴史文化資産の展示【2-1-(1)-21】(再掲)
- ・老朽化文化施設の整備方針の検討【3-1-(1)-30】

取組 2

歴史文化資産の再評価及び教育プログラムの充実によるまちへの誇りの醸成

- 数多くの文化財や歴史的町並み、伝統芸能、伝統産業など、本市に残る様々な歴史文化資産の価値や魅力などを掘り起こし、蓄積された情報を保存してSNS等の新たなメディアも活用してわかりやすく情報発信します。
- アーティストや教員らとの協働を通じて、歴史文化資産を有効活用した魅力的な教育プログラムを開発し、将来を担う子ども達や若者などに郷土学習の一環として展開することで、次世代の本市に対する誇りや愛着を醸成します。

【関連する主な施策】

- ・時代に即した情報発信方法の検討【3-2-(1)-36】
- ・伝統文化の体験【2-1-(2)-24】
- ・伝統芸能の資料収集と保存【2-1-(2)-25】

取組 3

「ジャズの街 岡崎」の取組の充実と地域ブランドの確立

- 世界的にも貴重なジャズコレクションを有する都市として、ジャズをテーマに音楽文化の普及に取り組む団体やボランティアと連携を図り、音楽で賑わうまちづくりを推進します。
- 毎年11月に開催する「岡崎 JAZZ November」を、春の桜まつりや夏の花火大会と並ぶ秋の風物詩として定着できるよう、秋の岡崎城下家康公秋まつり等との連携を進め、岡崎の文化芸術事業として一層の充実を図ります。
- ジャズコレクションを活用したセミナー開催等により情報発信力を高める一方、次世代に向けたジャズのアウトリーチ活動や育成支援を推進し、まちへの誇りの醸成と文化芸術都市としての地域ブランドの向上を目指します。

【関連する主な施策】

- ・ジャズの鑑賞機会の充実【1-1-(1)-3】
- ・まちなかで文化芸術に親しむ機会の充実【1-1-(1)-4】(再掲)
- ・次代の文化の担い手の育成【1-2-(2)-17】
- ・文化情報、音楽・美術関連施設情報の発信【3-2-(1)-35】(再掲)
- ・文化団体・ボランティアとの連携強化【3-4-(2)-46】(再掲)

第 6 章

文化施設の役割

1 文化施設に求められる役割

本市の文化芸術振興は、各文化施設を拠点に展開をしています。そのため、本計画に記載する事業を着実に遂行していくためには、市内にある文化施設の役割を明確にし、それぞれの役割を着実に果たしていくことが必要です。

現在、他市文化施設においても、施設の役割・使命（ミッション）等を明文化し、それに従って、文化事業を展開する施設が増えています。

本市の文化施設においても、施設設備の老朽化対策や多様化したニーズへの対応時期などの節目において、その施設の果たすべきミッションが問われてきました。

そこで、本計画の策定にあたり、現時点（2017（平成29）年度の計画策定時）での、文化施設のミッションを明文化します。

そして、次年度以降、順次、施設毎のミッションを具現化するための、具体的事業の内容や事業の実施時期などを検討したアクションプランを整理し、また、文化施設における機能整理を明確化していきます。

文化施設は、その地域における貴重な文化資産であり、明文化には、文化施設に関わる人々や地域の意見が、適切に反映される必要があります。また、文化施設同士の連携の視点や、観光・産業の振興の視点、そして文化施設のまちづくりへの貢献の視点も欠くことができず、多様化する社会ニーズに対応し続けるため、柔軟に変容し続けることも必要です。

文化施設が、自ら考え、行動する施設となることを目指し、その第一歩として、ミッション、アクションプランの明文化及び文化施設間の機能整理に取り組みます。

2 施設別

【市民会館】

これまで貸館運営中心であった市民会館について、文化芸術基本法、劇場・音楽堂等活性化法の示す方向性に基づいて、文化芸術と社会との関わりの創出を進めます。

具体的には、市民と文化芸術の距離を近くするようなアートマネジメントを、様々な市民組織、文化芸術団体及び企業などと協働し、市民会館が主体的、かつ創造的に行うことにより、西三河の中心都市たる岡崎市において、これまで培われてきた文化芸術活動をさらに発展させ、また、新たな文化芸術の息吹を吹き込みます。そして、住んでよかったと思う、あるいは、住んでみたいと思う持続的で魅力ある都市を支える文化芸術の基盤構造（インフラストラクチャー）の核としての役割を担います。

【竜美丘会館】

市民の集会その他の催しの場とすることを目的とする施設として、貸館中心の運営を継続します。特に、東岡崎駅から近いなど交通アクセスの良さを活かし、講演会、展示会、音楽会や各種大会など多目的な利用を展開します。市民会館を中核としたホールを有する文化施設間の連携に寄与する役割を担います。

【せきれいホール】

音楽、演劇その他の催しの場とすることを目的とする施設として、概ね、貸館中心の運営を維持しつつ、市民会館と一体となって、文化芸術の基盤整備を進める役割を担います。

【シビックセンター】

市民の文化芸術の向上を図るとともに、市民の交流の場とすることを目的とする拠点施設として、コンサート専用ホールでの優れた文化芸術の鑑賞の機会創出や、交流広場での賑わい創出を核とした、貸館運営とシビックセンターの主体的、かつ創造的な文化芸術活動（自主事業）を継続して進めます。

また、市民会館を中核としたホールを有する文化施設間の連携に寄与し、岡崎市内の南方における文化施設の拠点施設として多面的な役割を担います。

【美術博物館（マインドスケープ・ミュージアム）】

博物館法に基づく施設として、歴史、考古、民俗、美術工芸等の資料を収集し、保管し、又は展示するとともに、今後は、美術館系文化施設の中核施設としての役割を担います。

ホールを有する文化施設間の連携にも寄与します。

【地域文化広場（おかざき世界子ども美術博物館）】

次世代を担う子どもたちが、美術鑑賞及び創作活動の体験を通じて親子の心の触れ合いを深めるとともに、国際的な視野及び豊かな創造力を身に付けることを促進する施設としての運営を継続するとともに、美術博物館を中核とする美術館系文化施設の連携に寄与します。

【美術館】

愛知県美術館に次ぐ県下で2番目に開館した美術館であり、長い歴史をもつ施設として、市民に美術鑑賞の機会や美術活動の発表の場を提供する役割を中心とした運営を継続するとともに、美術博物館を中核とする美術館系文化施設の連携に寄与します。

【岡崎城】

1959(昭和34)年の天守閣復元以来、後世に残すべき歴史文化遺産のひとつとして保存されるとともに、文化・教育・観光など多分野において多くの役割を担います。

【三河武士のやかた家康館】

都市公園内における展示施設として、家康公及び三河武士の功績を後世に伝える展示等を行うことを、当面の間は維持するものとし、美術博物館を中核とする美術館系文化施設の連携にも寄与します。

第7章

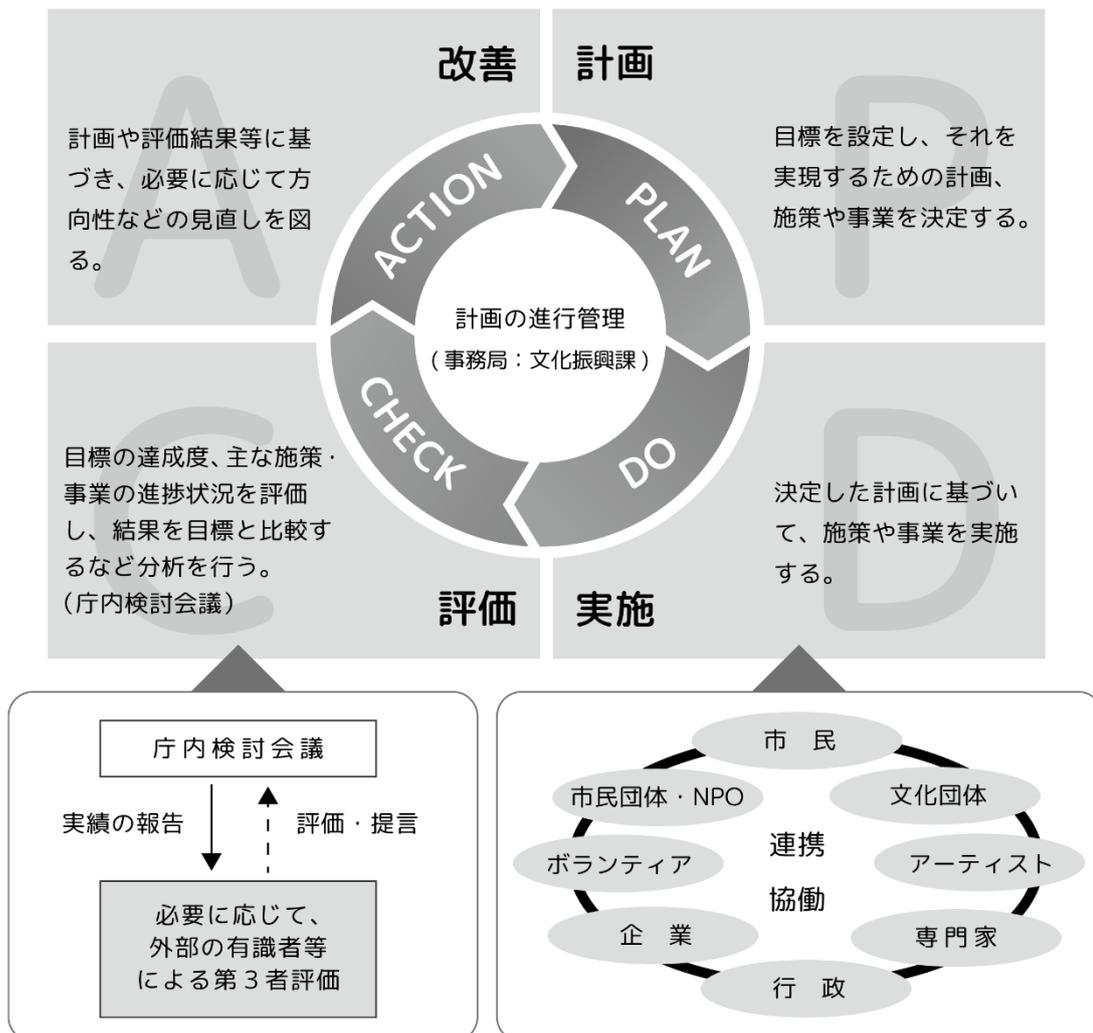
計画の推進にむけて

1 推進体制と進行管理の仕組み

本計画の推進にあたっては、市民、文化団体、アーティスト、ボランティア、市民団体・NPO、学校、企業、市の関係部署など、文化芸術に関わる様々な主体が連携・協力し、それぞれが自主的・主体的に活動を進めながら一体となって取り組みます。

効果的かつ着実な計画の推進を図るため、計画の進行管理については、本計画全体のとりまとめ役である文化振興課が事務局となって、年度毎に会議等を開催し、関係部署で取り組む文化芸術関連事業の連携・調整を図るとともに、関連事業の進捗状況の評価なども含めて、市全体で総合的に文化芸術の振興を推進していきます。さらに、必要に応じて、学識経験者や専門家、市民等による外部評価を行い、本計画内の主な事業の進捗状況について評価・検証を行うとともに、施策の内容や進め方等について改善等の意見をいただき、それらの結果を市民に情報提供します。

図 計画の進行管理の進め方（PDCAサイクル）



2 数値目標

本計画の進行管理や検証・評価を実施する際の目安として、本市の最上位計画である「岡崎市総合計画」における行政評価とも整合を図りながら、計画全体及び基本方針ごとに代表的な施策・事業に関する成果指標[目標年次は2025(令和7)年]を設定しています。目標値は、過去の同調査の推移や近年の動向をもとに算出します。

これらの指標をもとに、外部組織に対して必要に応じて実施状況を報告するとともに、そこでの評価・検証及び提言を踏まえて、適宜改善を図っていきます。なお、文化芸術施策の評価にあたっては、効率性や経済効果といった観点からの短期的な数値目標だけではなく、長期的で文化的な視点にも配慮しながら評価を行います。

■計画全体にかかる成果指標

成果指標	過去値(H27)	現況値(R2)	目標値(R7)
岡崎市が文化的なまちだと思ふ市民の割合(%)	67.8	56.6	72.0
文化芸術に触れること(鑑賞・活動)が大切であると回答する人の割合(%)	81.8	78.4	86.0
過去1年間に文化芸術活動を行っている市民の割合(%)	20.1	18.0	25.0

■基本方針ごとの主な成果指標

【基本方針1 文化芸術の振興】

成果指標	過去値(H27)	現況値(R2)	目標値(R7)
過去1年間に文化芸術を鑑賞した人の割合(%)	55.3	41.9	60.0
市民会館の利用者数(人) (H27は改修工事、R2はコロナ禍により一時休館)	228,482 (過去値はH26)	90,227	240,000
美術館3館の合計年間利用者数(人) (H27は改修工事、R2はコロナ禍により一時休館)	316,009 (過去値はH26)	177,332	332,000

【基本方針2 歴史文化の継承と活用】

成果指標	過去値(H27)	現況値(R2)	目標値(R7)
「伝統文化・伝統芸能の継承」の取組に対する市民満足度(%)	22.6	17.9	28.0
「歴史文化の観光への活用」の取組に対する市民満足度(%)	28.3	21.1	30.0

【基本方針3 文化を支える基盤づくり】

成果指標	過去値(H27)	現況値(R2)	目標値(R7)
「文化施設の整備充実」の取組に対する市民満足度(%)	23.0	22.2	28.0
「文化活動団体への支援」の取組に対する市民満足度(%)	10.7	10.3	15.0



参 考 资 料

1 第2次岡崎市文化振興推進計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）第6条に基づき、第2次岡崎市文化振興推進計画策定委員会（以下、「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長をおく。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会を統括する。

4 委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第3条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議長は、委員長が務める。

4 委員会の公開に関しては、「岡崎市附属機関の会議の公開に関する要領」による。

(委員会の招集の特例)

第4条 委員長は、災害等のやむを得ない事情により委員を招集することが適切ではない場合は、書面により委員の意見を聴取し又は賛否を問い、策定委員会に代えることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、岡崎市社会文化部文化振興課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

2 第2次岡崎市文化振興推進計画策定委員会委員名簿

任期：令和3年7月14日～令和4年3月31日

役職	氏名	備考
委員	江原 亮	公募委員
委員	梶田 美香	学識経験者 (名古屋芸術大学教授・アートマネジメント専門)
委員	柏木 典子	学識経験者 (岡崎音楽家協会顧問)
委員	榊原 悟	岡崎市美術博物館・おかざき世界子ども美術博物館・ 岡崎市美術館特任館長
委員	柴田 桂	公募委員
委員	柴田 剛太郎	学識経験者 (特定非営利活動法人 BLUE WAVE JAZZ FORUM 理事長)
委員	団野 美由紀	学識経験者 (モダンダンス専門)
委員	仲村 悠希	学識経験者 (SPAC-静岡県舞台芸術センター芸術局制作部・演劇専門)
委員	渡辺 傳次郎	学識経験者 (岡崎文化協会会長)

(五十音順・敬称略)

3 第2次岡崎市文化振興推進計画庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 第2次岡崎市文化振興推進計画(以下「計画」という。)の策定及び推進に際し、必要な事項を検討するため、第2次岡崎市文化振興推進計画庁内検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

(検討内容)

第2条 会議は、前条を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 計画の進捗に係る具体的施策の検討に関すること。
- (2) 前号に規定する具体的施策の進捗に関すること。
- (3) その他計画の推進に必要な事項。

(構成)

第3条 会議は、次に掲げる者をもって構成するものとする。

- (1) 社会文化部長
- (2) 文化振興課長
- (3) 市民協働推進課長
- (4) 多様性社会推進課長
- (5) 生涯学習課長
- (6) 市立中央図書館長
- (7) 美術博物館長
- (8) 障がい福祉課長
- (9) 商工労政課長
- (10) 観光推進課長
- (11) まちづくりデザイン課長
- (12) 社会教育課長

(議長)

第4条 会議の議長は、社会文化部長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

2 議長は、第3条に掲げる者のほか、必要があると認めるときは、関係する職員を会議に参加させ、その意見又は説明を聞くことができる。

(会議の招集の特例)

第6条 議長は、災害等のやむを得ない事情により職員を招集することが適切ではない場合は、書面や情報機器を用いたオンライン参加により、職員の意見を聴取し、会議に代えることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、社会文化部文化振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、令和3年10月22日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

4 文化芸術基本法

公布：平成 29 年 6 月 23 日法律第 73 号
施行：平成 29 年 6 月 23 日

前文

- 第一章 総則（第一条—第六条）
 - 第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）
 - 第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）
 - 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）
- 附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の

連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体

（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディ

ア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の

推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 (平成十三年十二月七日法律第百四十八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年六月二十三日法律第七十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

公布：平成 24 年 6 月 27 日法律第 49 号

施行：平成 24 年 6 月 27 日

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本的施策（第十条—第十六条）

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法 の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業(前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。)を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家(以下「実演芸術団体等」という。)は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者(次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。)並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
- 二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者(次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。)が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。
- 2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則 (平成二十四年六月二十七日法律第四十九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年六月二十三日法律第七十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

6 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

公布：平成 30 年 6 月 13 日法律第 64 号

施行：平成 30 年 6 月 13 日

第一章	総則（第一条—第六条）
第二章	基本計画等（第七条・第八条）
第三章	基本的施策（第九条—第十九条）
第四章	障害者文化芸術活動推進会議（第二十条）
	附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

（基本理念）

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。

二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。

三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

２ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的

な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針

二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画に定める前項二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

（文化芸術の鑑賞の機会の拡大）

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術の創造の機会の拡大）

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術の作品等の発表の機会の確保）

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し（障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。）の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸術上価値が高い作品等の評価等）

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（権利保護の推進）

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動につい

て、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の一部改正)

2 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第三条第五号を削る。

第2次岡崎市文化振興推進計画（改定版）

発行：岡崎市 社会文化部 文化振興課

発行日：令和4年3月

住所：〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

TEL：0564-23-6976 FAX：0564-23-6343



岡崎ルネサンス

OKAZAKI RENAISSANCE